

令和 7 年度

税 務 統 計 書

静 岡 市

目 次

I 総 括

1. 市の概要

- (1) 人口・世帯数・面積等（税制課）…………… 6
- (2) 市域の変遷（税制課）…………… 7

2. 市の財政と市税

- (1) 一般会計歳入・歳出決算額（税制課）…………… 8
- (2) 一般会計歳入決算額の推移（税制課）…………… 10
- (3) 市税税目別決算額累年比較（税制課）…………… 12
- (4) 令和6年度市税決算額・令和7年度市税予算額（当初）（税制課）…………… 14
- (5) 令和6年度市税決算概況（税制課）…………… 16
- (6) 税負担額累年比較（税制課）…………… 18

3. 税務に関すること

- (1) 税務機構（令和7年4月1日現在）（税制課）…………… 19
- (2) 事務分掌（令和7年4月1日現在）（税制課）…………… 20
- (3) 税務職員の配置状況（令和7年4月1日現在）（税制課）…………… 22
- (4) 税務職員年齢別調（令和7年4月1日現在）（税制課）…………… 24
- (5) 税務職員税務経験年数調（令和7年4月1日現在）（税制課）…………… 24
- (6) 市税の徴収に要する経費調（税制課）…………… 25

II 賦 課

1. 市民税に関すること

- (1) 個人市民税・県民税賦課額の推移（市民税課）…………… 28
- (2) 個人市民税納税義務者の推移（市民税課）…………… 28
- (3) 令和7年度個人市民税の納税義務者等に関する調（市民税課）…………… 30
- (4) 課税標準額段階別令和7年度分所得割額等に関する調（合計表）（市民税課）…………… 30
- (5) 個人市民税・県民税負担額累年比較（市民税課）…………… 32
- (6) 市民税特別徴収義務者数の推移（市民税課）…………… 32
- (7) 個人県民税払込確定あん分率の推移（税制課）…………… 32
- (8) 森林環境税払込確定あん分率の推移（税制課）…………… 32
- (9) 法人市民税調定額の推移（現年課税分）（市民税課）…………… 33
- (10) 令和6年度法人市民税月別調定額（現年課税分）（市民税課）…………… 33
- (11) 法人市民税業態別調定額及び義務者数（市民税課）…………… 34
- (12) 法人市民税資本金別均等割額及び義務者数（市民税課）…………… 36

2. 固定資産税に関すること

(1) 固定資産税調定額等の推移（現年課税分）（固定資産税課）	38
(2) 年度別評価等状況の推移（固定資産税課）	40
(3) 土地に関する調、総括表（固定資産税課）	42
(4) 宅地に関する調、法定免税点以上のもの（固定資産税課）	44
(5) 市街化区域農地に関する調（固定資産税課）	44
(6) 家屋に関する調、総括表（固定資産税課）	46
(7) 家屋新增築状況（固定資産税課）	48
(8) 家屋減少状況（固定資産税課）	49
(9) 新築住宅等に対する減額状況（固定資産税課）	50
(10) 償却資産に関する調（固定資産税課）	51
(11) 国有資産等所在市交付金及び納付金の交付金額等に関する調（固定資産税課）	51
(12) 縦覧帳簿の縦覧及び縦覧期間中の固定資産課税台帳の閲覧状況（固定資産税課）	52
(13) 固定資産評価審査委員会審査申出処理状況（税制課）	53

3. 都市計画税に関すること

(1) 都市計画税調定額等の推移（現年課税分）（固定資産税課）	54
---------------------------------	----

4. 諸税に関すること

(1) 軽自動車税種別割調定額等の推移（現年課税分）（市民税課）	56
(2) 市たばこ税調定額等の推移（現年課税分）（市民税課）	58
(3) 鉱産税調定額等の推移（現年課税分）（市民税課）	58
(4) 入湯税調定額等の推移（現年課税分）（市民税課）	58
(5) 事業所税調定額等の推移（現年課税分）（市民税課）	59

5. 譲与税等に関すること

(1) 譲与税の推移（税制課）	60
(2) 交付金の推移（税制課）	61

6. 手数料等に関すること（税制課）

63

Ⅲ 徴 収

1. 収納に関すること

(1) 市税滞納処分停止状況（県民税を含む）（納税課）	66
(2) 不納欠損処理状況（納税課）	67
(3) 財産差押処分等執行状況（県民税を含む）（滞納対策課）	68

2. 口座振替納付状況に関すること（納税課）	70
3. 納期内収入に関すること（納税課）	72

IV その他

1. 税務関係証明書等発行状況（市民税課）	74
2. 令和6年度還付金処理状況（納税課）	75
3. 令和6年度還付未済額調（歳入）（納税課）	76
4. 市税に関する不服申立ての状況（税制課）	78
5. 静岡市手数料条例（抄）（税制課）	80
6. 税率等（令和7年度）（税制課）	82
7. 税率の変遷（平成11年度以降）（税制課）	88
8. 地方譲与税・県税交付金	
（1）地方譲与税の概要（税制課）	93
（2）県税交付金の概要（税制課）	94

I 総 括

1. 市の概要

(1) 人口・世帯数・面積等

区 分	人 口			世帯数 世帯	面 積 km ²	人口密度 人/km ²
	男 人	女 人	計 人			
令和 2 年	340,696	357,579	698,275	317,923	1,411.83	495
令和 3 年	338,716	355,580	694,296	320,143	1,411.83	492
令和 4 年	335,782	353,297	689,079	321,323	1,411.83	492
令和 5 年	333,010	350,729	683,739	323,095	1,411.93	484
令和 6 年	330,038	347,698	677,736	324,474	1,411.93	480
令和 7 年	327,566	345,209	672,775	327,008	1,411.93	476

(注) 1. 各年とも、前年12月31日現在。

2. 人口は、住民基本台帳による。



(2) 市域の変遷

編入年月日				(旧) 静岡市	(旧) 清水市
明治	22年	4月	1日	市制施行	
	41年	10月	2日	安倍郡豊田村、南安東の一部を編入	
	42年	7月	1日	安倍郡南賤機村の一部を編入	
大正	13年	2月	11日		市制施行
昭和	3年	10月	1日	安倍郡豊田村の全部を編入	
	4年	3月	1日	安倍郡安東村、大里村の全部を編入	
	7年	4月	1日	安倍郡賤機村の全部を編入	
	9年	10月	1日	安倍郡千代田村、麻機村、大谷村、久能村、長田村の全部を編入	
	23年	4月	10日	庵原郡西奈村の全部を編入	
	29年	2月	11日		飯田村の全部を編入
	29年	4月	1日		高部村の全部を編入
	30年	4月	1日		有度村の全部を編入
	30年	6月	1日	安倍郡美和村、服織村、中藁科村、南藁科村の全部を編入	
	33年	4月	1日	清水市大字中吉田、大字平沢の全区域並びに大字谷田、大字中之郷の一部を編入	旧有度村の一部静岡市へ
	36年	6月	29日		袖師町、庵原村、興津町、小島村、両河内村の全部を編入
	44年	1月	1日	安倍郡大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村の全部を編入	
	45年	7月	1日		国土地理院に基づく変更
	53年	4月	21日		同上
	55年	12月	2日		同上（横砂の一部埋立）
	59年	7月	9日		同上（横砂・興津清見寺の一部埋立）
	61年	9月	30日		同上（袖師・興津清見寺の一部埋立）
	63年	10月	1日		国土地理院に基づく変更
平成	4年	7月	24日		港町一丁目の一部埋立
	5年	1月	1日	清水市大字中之郷、大字谷田の一部を編入	静岡市大字中吉田、大字谷田の一部を編入
	6年	1月	14日		港町一丁目、港町二丁目、日の出町の一部埋立
	9年	7月	1日	国土地理院に基づく変更	
	11年	1月	19日		新港町の一部埋立
	13年	2月	1日	国土地理院に基づく変更	
	15年	4月	1日	2市合併 新「静岡市」誕生	
	17年	4月	1日	政令指定都市移行（葵区・駿河区・清水区を設置）	
	17年	11月	26日	清水区の一部を葵区に編入	
	18年	3月	31日	蒲原町と合併	
	20年	11月	1日	由比町と合併	

出典：第21回静岡市統計書（令和6年版）

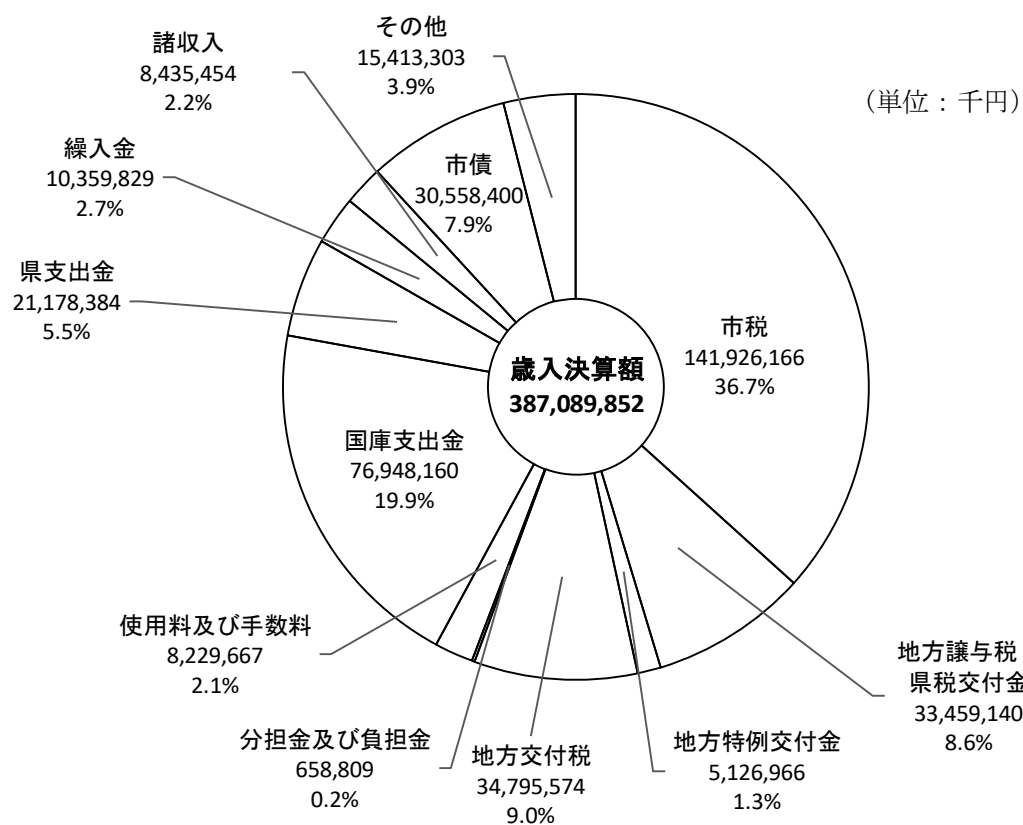
2. 市の財政と市税

(1) 一般会計歳入・歳出決算額

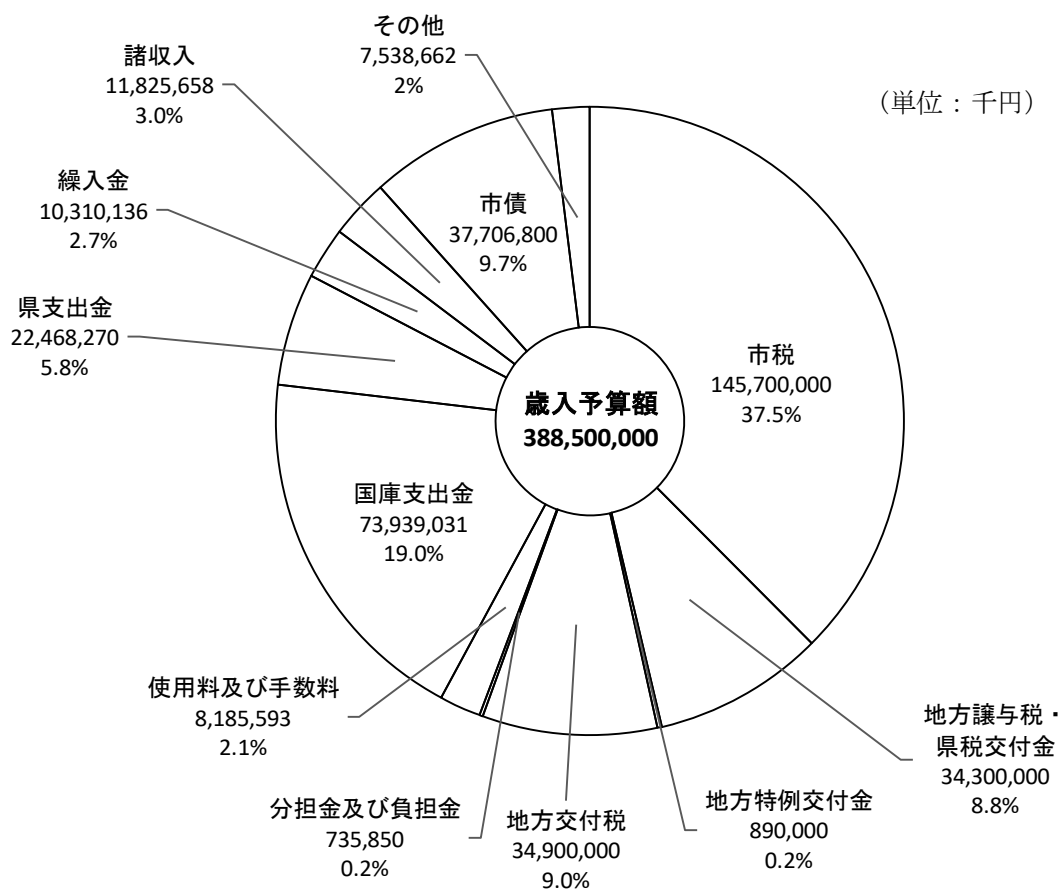
区 分	(A)歳 入 千円	(B)歳 出 千円	(C)市税総額 千円	(C)/(A) %
令和2年度	411,350,837	403,151,008	139,758,947	34.0
令和3年度	364,323,559	354,834,697	137,874,554	37.8
令和4年度	361,994,311	351,002,823	139,820,869	38.6
令和5年度	365,966,135	354,132,348	141,996,245	38.8
令和6年度	387,089,852	376,221,433	141,926,166	36.7
令和7年度	388,500,000	388,500,000	145,700,000	37.5

(注) 令和7年度は当初予算額。

令和 6 年度一般会計歳入決算額



令和 7 年度一般会計歳入予算額 (当初)



(2) 一般会計歳入決算額の推移

区 分	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	金 額 千円	構成比 %	金 額 千円	構成比 %	金 額 千円	構成比 %
市 税	139,758,947	34.0	137,874,554	37.8	139,820,869	38.6
地 方 譲 与 税	2,377,253	0.6	2,435,793	0.7	2,442,617	0.7
利 子 割 交 付 金	101,653	0.0	77,425	0.0	54,612	0.0
配 当 割 交 付 金	433,138	0.1	657,473	0.2	610,165	0.2
株式等譲渡所得割交付金	588,218	0.1	937,408	0.3	620,955	0.2
分離課税所得割交付金	117,466	0.0	143,499	0.0	124,601	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	1,022,385	0.2	1,818,226	0.5	2,080,841	0.6
地 方 消 費 税 交 付 金	16,032,388	3.9	17,435,205	4.8	18,139,413	5.0
ゴルフ場利用税交付金	23,478	0.0	24,530	0.0	25,040	0.0
自動車取得税交付金	—	—	—	—	—	—
環 境 性 能 割 交 付 金	344,301	0.1	340,213	0.1	437,759	0.1
軽油引取税交付金	5,577,456	1.4	5,761,320	1.6	5,754,349	1.6
地 方 特 例 交 付 金	1,091,865	0.3	2,449,250	0.7	1,110,003	0.3
地 方 交 付 税	17,935,456	4.4	26,237,972	7.2	27,241,218	7.5
交通安全対策特別交付金	352,153	0.1	335,064	0.1	298,315	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	895,988	0.2	914,389	0.3	952,898	0.3
使 用 料 及 び 手 数 料	7,651,464	1.9	7,380,974	2.0	7,335,671	2.0
国 庫 支 出 金	136,609,012	33.2	85,266,464	23.4	76,853,600	21.2
県 支 出 金	18,748,724	4.6	18,079,911	5.0	19,211,814	5.3
財 産 収 入	604,788	0.1	492,644	0.1	438,119	0.1
寄 附 金	521,471	0.1	457,459	0.1	916,533	0.3
繰 入 金	2,716,397	0.7	3,142,188	0.8	4,009,099	1.1
繰 越 金	7,966,020	1.9	8,199,829	2.3	9,488,862	2.6
諸 収 入	8,029,816	1.9	8,117,869	2.2	7,874,558	2.2
市 債	41,851,000	10.2	35,743,900	9.8	36,152,400	10.0
総 計	411,350,837	100.0	364,323,559	100.0	361,994,311	100.0

(注) 令和7年度は当初予算額。

区 分	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	金 額 千円	構成比 %	金 額 千円	構成比 %	金 額 千円	構成比 %
市 税	141,996,245	38.8	141,926,166	36.7	145,700,000	37.5
地 方 譲 与 税	2,471,444	0.7	2,535,446	0.6	2,586,000	0.6
利 子 割 交 付 金	46,615	0.0	56,615	0.0	61,000	0.0
配 当 割 交 付 金	721,650	0.2	1,042,427	0.3	1,085,000	0.3
株式等譲渡所得割交付金	1,167,470	0.3	1,798,149	0.5	1,782,000	0.5
分離課税所得割交付金	154,043	0.1	113,847	0.0	111,000	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	1,960,719	0.5	2,254,367	0.6	2,060,000	0.5
地 方 消 費 税 交 付 金	18,009,046	4.9	18,818,303	4.9	19,898,000	5.1
ゴルフ場利用税交付金	23,950	0.0	23,242	0.0	23,000	0.0
自動車取得税交付金	32,696	0.0	0	0.0	—	—
環 境 性 能 割 交 付 金	500,862	0.1	606,184	0.1	602,000	0.2
軽油引取税交付金	6,311,930	1.7	6,210,560	1.6	6,092,000	1.6
地 方 特 例 交 付 金	1,077,158	0.3	5,126,966	1.3	890,000	0.2
地 方 交 付 税	29,727,424	8.1	34,795,574	9.0	34,900,000	9.0
交通安全対策特別交付金	267,040	0.1	252,075	0.1	310,000	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	712,488	0.2	658,809	0.2	735,850	0.2
使 用 料 及 び 手 数 料	7,899,723	2.2	8,229,667	2.1	8,185,593	2.1
国 庫 支 出 金	73,812,717	20.2	76,948,160	19.9	73,939,031	19.0
県 支 出 金	20,002,031	5.5	21,178,384	5.5	22,468,270	5.8
財 産 収 入	899,345	0.2	440,187	0.1	1,617,386	0.4
寄 附 金	1,664,287	0.5	2,887,254	0.7	4,111,276	1.1
繰 入 金	3,932,591	1.1	10,359,829	2.7	10,310,136	2.7
繰 越 金	10,991,489	3.0	11,833,787	3.0	1,500,000	0.4
諸 収 入	7,873,209	2.1	8,435,454	2.2	11,825,658	3.0
市 債	33,709,963	9.2	30,558,400	7.9	37,706,800	9.7
総 計	365,966,135	100.0	387,089,852	100.0	388,500,000	100.0

(3) 市税税目別決算額累年比較

区 分	令 和 2 年 度				
	調定額	収入額	収納率	前年度比	構成比
	千円	千円	%	%	%
市 民 税	66,858,786	65,373,145	97.8	95.5	46.8
固 定 資 産 税	54,350,817	53,840,003	99.1	100.6	38.5
軽 自 動 車 税	1,716,129	1,689,560	98.5	105.9	1.2
市 た ば こ 税	4,055,171	4,055,171	100.0	96.7	2.9
鉱 産 税	93	93	100.0	97.9	0.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	0.0	0.0
入 湯 税	22,609	22,612	100.0	76.0	0.0
事 業 所 税	4,162,824	4,073,170	97.8	98.5	2.9
都 市 計 画 税	10,808,223	10,705,193	99.0	100.4	7.7
合 計	141,974,652	139,758,947	98.4	98.0	100.0

区 分	令 和 3 年 度				
	調定額	収入額	収納率	前年度比	構成比
	千円	千円	%	%	%
市 民 税	65,676,754	64,871,437	98.8	99.2	47.1
固 定 資 産 税	52,519,067	52,187,431	99.4	96.9	37.9
軽 自 動 車 税	1,775,393	1,750,490	98.6	103.6	1.3
市 た ば こ 税	4,324,108	4,324,109	100.0	106.6	3.1
鉱 産 税	104	104	100.0	111.8	0.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	0.0	0.0
入 湯 税	30,603	30,634	100.1	135.5	0.0
事 業 所 税	4,311,704	4,305,945	99.9	105.7	3.1
都 市 計 画 税	10,481,337	10,404,404	99.3	97.2	7.5
合 計	139,119,070	137,874,554	99.1	98.7	100.0

区 分	令 和 4 年 度				
	調定額	収入額	収納率	前年度比	構成比
	千円	千円	%	%	%
市 民 税	65,476,483	64,754,525	98.9	99.8	46.3
固 定 資 産 税	53,905,697	53,619,573	99.5	102.7	38.4
軽 自 動 車 税	1,890,711	1,868,777	98.8	106.8	1.3
市 た ば こ 税	4,584,964	4,584,964	100.0	106.0	3.3
鉱 産 税	85	85	100.0	81.7	0.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	0.0	0.0
入 湯 税	37,363	37,368	100.0	122.0	0.0
事 業 所 税	4,315,750	4,301,124	99.7	99.9	3.1
都 市 計 画 税	10,720,950	10,654,453	99.4	102.4	7.6
合 計	140,932,003	139,820,869	99.2	101.4	100.0

(注) 表示単位を「千円」とし、端数調整しているため、税目毎詳細では若干の差異が生じる場合がある。

区 分	令 和 5 年 度				
	調定額	収入額	収納率	前年度比	構成比
	千円	千円	%	%	%
市 民 税	67,026,544	66,321,395	98.9	102.4	46.7
固 定 資 産 税	54,431,799	54,159,287	99.5	101.0	38.2
軽 自 動 車 税	1,931,899	1,912,532	99.0	102.3	1.3
市 た ば こ 税	4,561,312	4,561,355	100.0	99.5	3.2
鉦 産 税	72	72	100.0	84.7	0.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	0.0	0.0
入 湯 税	38,686	38,686	100.0	103.5	0.0
事 業 所 税	4,269,225	4,259,066	99.8	99.0	3.0
都 市 計 画 税	10,806,187	10,743,852	99.4	100.8	7.6
合 計	143,065,724	141,996,245	99.3	101.6	100.0

区 分	令 和 6 年 度				
	調定額	収入額	収納率	前年度比	構成比
	千円	千円	%	%	%
市 民 税	66,532,949	65,963,059	99.1	99.5	46.4
固 定 資 産 税	54,608,500	54,368,448	99.6	100.4	38.3
軽 自 動 車 税	2,007,649	1,991,708	99.2	104.1	1.4
市 た ば こ 税	4,471,411	4,471,456	100.0	98.0	3.2
鉦 産 税	75	75	100.0	104.2	0.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	0.0	0.0
入 湯 税	39,401	39,401	100.0	101.8	0.0
事 業 所 税	4,335,555	4,330,748	99.9	101.7	3.1
都 市 計 画 税	10,816,356	10,761,271	99.5	100.2	7.6
合 計	142,811,896	141,926,166	99.4	100.0	100.0

(4) 令和6年度市税決算額・令和7年度市税予算額(当初)

区 分	令和6年度				
	予算額 A 円	調定額 B 円	収入額 C 円	不納欠損額 D 円	還付未済額 E 円
市 税 合 計	141,400,000,000	142,811,895,799	141,926,165,793	103,873,829	93,600,961
現 年 課 税 分	140,895,998,000	141,806,825,118	141,388,436,915	7,202,354	89,926,580
滞 納 繰 越 分	504,002,000	1,005,070,681	537,728,878	96,671,475	3,674,381
市 民 税	65,545,000,000	66,532,949,231	65,963,059,805	77,961,292	78,259,374
個 人	56,192,000,000	57,034,317,909	56,457,035,598	75,051,287	35,055,481
現 年 課 税 分	55,883,000,000	56,406,126,037	56,128,405,128	5,828,484	33,815,500
現 年 度 分	55,688,000,000	56,073,597,037	55,862,329,731	5,399,889	33,797,418
過 年 度 分	195,000,000	332,529,000	266,075,397	428,595	18,082
滞 納 繰 越 分	309,000,000	628,191,872	328,630,470	69,222,803	1,239,981
法 人	9,353,000,000	9,498,631,322	9,506,024,207	2,910,005	43,203,893
現 年 課 税 分	9,331,000,000	9,466,312,200	9,497,583,114	54,100	43,166,193
現 年 度 分	9,187,000,000	9,146,739,500	9,243,493,914	54,100	42,800,293
過 年 度 分	144,000,000	319,572,700	254,089,200	0	365,900
滞 納 繰 越 分	22,000,000	32,319,122	8,441,093	2,855,905	37,700
固 定 資 産 税	54,237,000,000	54,608,499,630	54,368,447,471	18,518,265	10,768,705
固 定 資 産 税	53,937,000,000	54,308,456,830	54,068,404,671	18,518,265	10,768,705
現 年 課 税 分	53,806,000,000	54,049,153,400	53,915,069,094	949,857	8,877,151
土 地 家 屋	45,340,000,000	45,428,981,700	45,299,144,251	949,857	7,492,551
償 却 資 産	8,466,000,000	8,620,171,700	8,615,924,843	0	1,384,600
滞 納 繰 越 分	131,000,000	259,303,430	153,335,577	17,568,408	1,891,554
土 地 家 屋	128,000,000	250,725,894	147,929,857	17,137,219	1,866,854
償 却 資 産	3,000,000	8,577,536	5,405,720	431,189	24,700
交付金及び納付金	300,000,000	300,042,800	300,042,800	0	0
軽 自 動 車 税	1,963,000,000	2,007,649,713	1,991,708,635	3,111,491	843,097
種 別 割	1,839,000,000	1,860,425,613	1,844,484,535	3,111,491	843,097
現 年 課 税 分	1,834,000,000	1,844,697,200	1,839,163,188	145,000	779,997
滞 納 繰 越 分	5,000,000	15,728,413	5,321,347	2,966,491	63,100
環 境 性 能 割	124,000,000	147,224,100	147,224,100	0	0
市 た ば こ 税	4,564,000,000	4,471,411,231	4,471,455,783	0	44,552
現 年 課 税 分	4,563,999,000	4,471,411,231	4,471,455,783	0	44,552
滞 納 繰 越 分	1,000	0	0	0	0
鉱 産 税	79,000	74,500	74,500	0	0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0
現 年 課 税 分	0	0	0	0	0
滞 納 繰 越 分	0	0	0	0	0
入 湯 税	38,921,000	39,400,650	39,400,800	0	150
現 年 課 税 分	38,920,000	39,400,650	39,400,800	0	150
滞 納 繰 越 分	1,000	0	0	0	0
事 業 所 税	4,275,000,000	4,335,555,241	4,330,747,755	0	1,468,900
現 年 課 税 分	4,268,000,000	4,325,396,000	4,323,775,213	0	1,468,900
滞 納 繰 越 分	7,000,000	10,159,241	6,972,542	0	0
都 市 計 画 税	10,777,000,000	10,816,355,603	10,761,271,044	4,282,781	2,216,183
現 年 課 税 分	10,747,000,000	10,756,987,000	10,726,243,195	224,913	1,774,137
滞 納 繰 越 分	30,000,000	59,368,603	35,027,849	4,057,868	442,046

(注) 令和7年度は当初予算額。

令和 6 年度					令和 7 年度	
収入未済額 B-C-D+E 円	予算比 C/A %	収納率 C/B %	前年度比 (収入額) %	構成比 %	予算額 千円	構成比 %
875,457,138	100.4	99.4	100.0	100.0	145,700,000,000	100.0
501,112,429	100.3	99.7	99.9		145,195,998,000	
374,344,709	106.7	53.5	105.4		504,002,000	
570,187,508	100.6	99.1	99.5	46.4	68,773,000,000	47.2
537,286,505	100.5	99.0	97.1	39.7	59,849,000,000	41.1
305,707,925	100.4	99.5	97.1		59,551,000,000	
239,664,835	100.3	99.6	97.1		59,351,000,000	
66,043,090	136.4	80.0	96.8		200,000,000	
231,578,580	106.4	52.3	108.7		298,000,000	
32,901,003	101.6	100.1	116.0	6.7	8,924,000,000	6.1
11,841,179	101.8	100.3	116.0		8,910,000,000	
-54,008,221	100.6	101.1	115.3		8,679,000,000	
65,849,400	176.5	79.5	151.9		231,000,000	
21,059,824	38.4	26.1	115.8		14,000,000	
232,302,599	100.2	99.6	100.4	38.3	55,204,000,000	37.9
232,302,599	100.2	99.6	100.4	38.1	54,907,000,000	37.7
142,011,600	100.2	99.8	100.4		54,760,000,000	
136,380,143	99.9	99.7	100.1		46,108,000,000	
5,631,457	101.8	100.0	102.1		8,652,000,000	
90,290,999	117.1	59.1	103.2		147,000,000	
87,525,672	115.6	59.0	101.7		141,000,000	
2,765,327	180.2	63.0	178.3		6,000,000	
0	100.0	100.0	100.4	0.2	297,000,000	0.2
13,672,684	101.5	99.2	104.1	1.4	2,039,000,000	1.4
13,672,684	100.3	99.1	102.5	1.3	1,882,000,000	1.3
6,169,009	100.3	99.7	102.6		1,878,000,000	
7,503,675	106.4	33.8	82.6		4,000,000	
0	118.7	100.0	129.7	0.1	157,000,000	0.1
0	98.0	100.0	98.0	3.2	4,386,000,000	3.0
0	98.0	100.0	98.0		4,385,999,000	
0	0.0	0.0	0.0		1,000	
0	94.3	100.0	103.8	0.0	68,000	0.0
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
0	101.2	100.0	101.8	0.0	38,932,000	0.0
0	101.2	100.0	101.8		38,931,000	
0	0.0	0.0	0.0		1,000	
6,276,386	101.3	99.9	101.7	3.1	4,326,000,000	3.0
3,089,687	101.3	100.0	101.8		4,318,000,000	
3,186,699	99.6	68.6	63.5		8,000,000	
53,017,961	99.9	99.5	100.2	7.6	10,933,000,000	7.5
32,293,029	99.8	99.7	100.2		10,900,000,000	
20,724,932	116.8	59.0	101.5		33,000,000	

(5) 令和6年度市税決算概況

令和6年度の市税収入は1,419億円余で、前年度を約7千万円下回る決算となった。

① 市民税（個人）

一人当たりの所得の増加などによる増収が生じたものの、定額減税による減収などにより、前年度対比2.9%減で約16億7千万円の減収となった。

② 市民税（法人）

法人収益の増加などにより、前年度対比16.0%増で約13億1千万円の増収となった。

③ 固定資産税

家屋の新增築などによる増が、評価替えによる家屋課税額の減を上回ったことにより、前年度対比0.4%増で約2億1千万円の増収となった。

④ 軽自動車税

税率の高い軽四輪車の課税台数の増加や、環境性能割の税率区分の見直しの影響などにより、前年度対比4.1%増で約8千万円の増収となった。

⑤ 市たばこ税

課税本数の減少により、前年度対比2.0%減で約9千万円の減収となった。

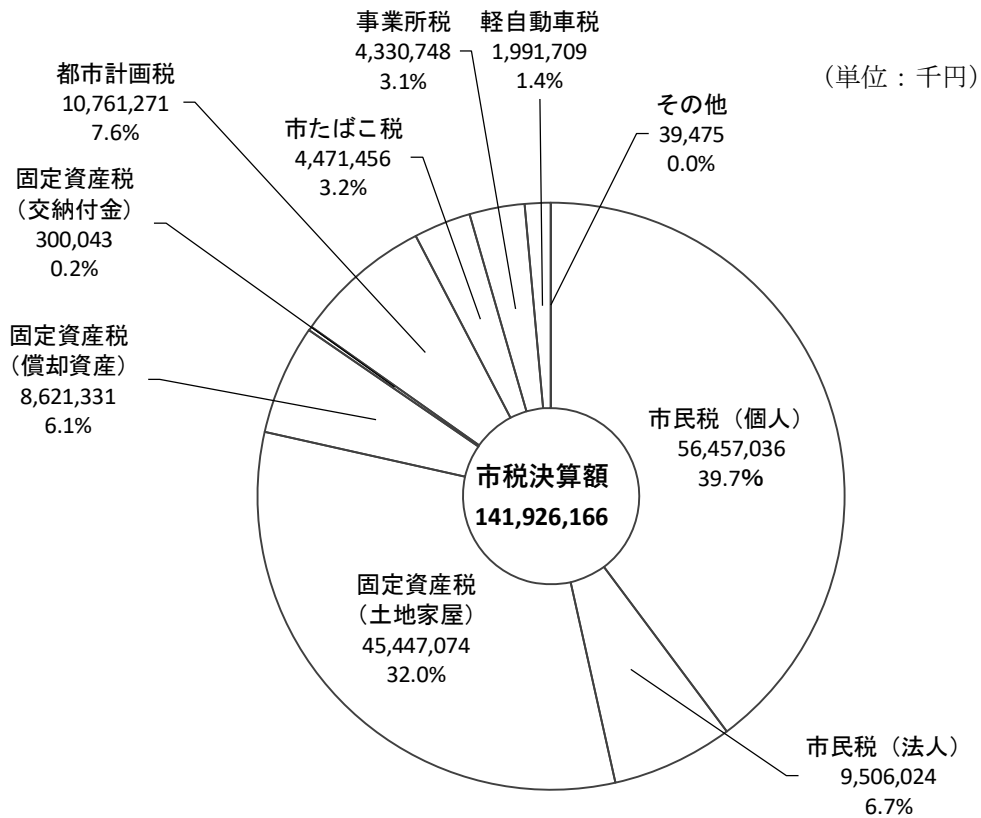
⑥ 事業所税

事業所床面積及び従業者給与総額の増加により、前年度対比1.7%増で約7千万円の増収となった。

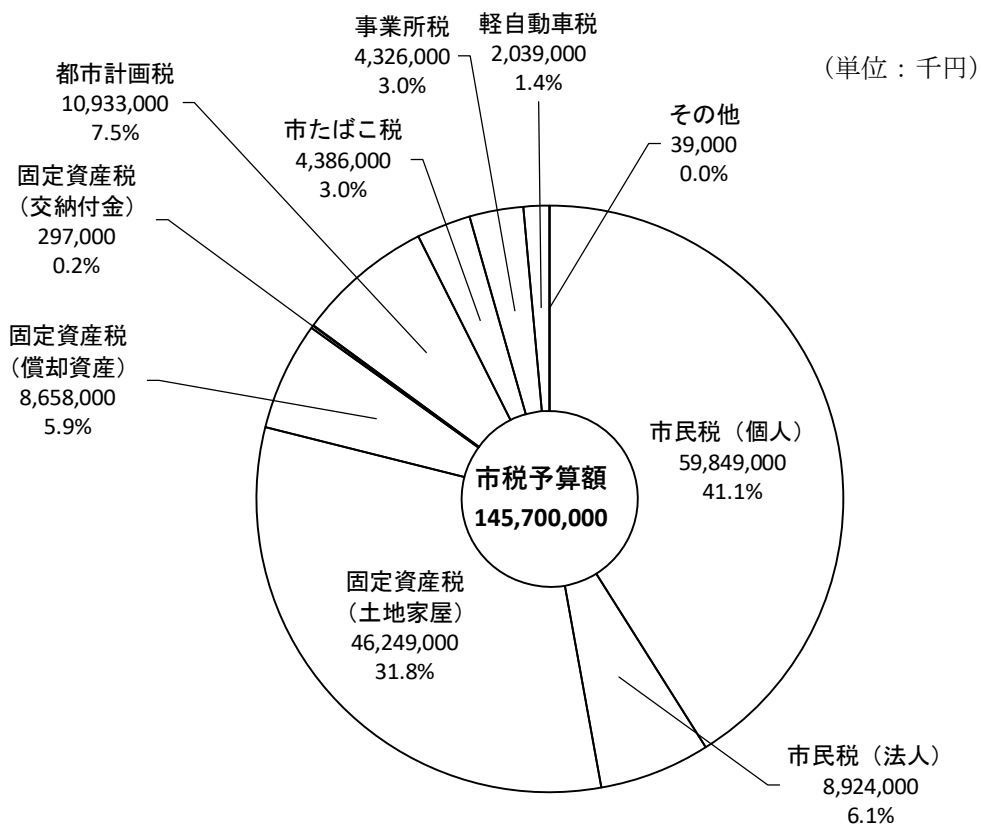
⑦ 都市計画税

家屋の新增築などによる増が、評価替えによる家屋課税額の減を上回ったことにより、前年度対比0.2%増で約2千万円の増収となった。

令和6年度市税決算額



令和7年度市税予算額 (当初)



(6) 税負担額累年比較

区 分			収入済額 千円	収入済額に対する			人 口 人	世帯数 世帯
				1 世 帯 当 た り 円	1 人 当 た り 円	1 人当たり 前年対比 %		
令和 2 年度	市 税 総 額		139,758,947	439,600	200,149	98.6	698,275	317,923
	1 普通税	市 民 税	65,373,145	205,626	93,621	96.0		
		固定資産税	53,840,003	169,349	77,104	101.2		
		そ の 他	5,744,824	18,070	8,227	99.9		
	2 目 的 税		14,800,975	46,555	21,196	100.5		
令和 3 年度	市 税 総 額		137,874,554	430,666	198,582	99.2	694,296	320,143
	1 普通税	市 民 税	64,871,437	202,633	93,435	99.8		
		固定資産税	52,187,431	163,013	75,166	97.5		
		そ の 他	6,074,703	18,975	8,749	106.3		
	2 目 的 税		14,740,983	46,045	21,232	100.2		
令和 4 年度	市 税 総 額		139,820,869	435,141	202,910	102.2	689,079	321,323
	1 普通税	市 民 税	64,754,525	201,525	93,973	100.6		
		固定資産税	53,619,573	166,871	77,813	103.5		
		そ の 他	6,453,826	20,085	9,366	107.1		
	2 目 的 税		14,992,945	46,660	21,758	102.5		
令和 5 年度	市 税 総 額		141,996,245	439,488	207,676	102.3	683,739	323,095
	1 普通税	市 民 税	66,321,395	205,269	96,998	103.2		
		固定資産税	54,159,287	167,627	79,210	101.8		
		そ の 他	6,473,959	20,037	9,468	101.1		
	2 目 的 税		15,041,604	46,555	21,999	101.1		
令和 6 年度	市 税 総 額		141,926,166	437,404	209,412	100.8	677,736	324,474
	1 普通税	市 民 税	65,963,059	203,292	97,329	100.3		
		固定資産税	54,368,448	167,559	80,221	101.3		
		そ の 他	6,463,239	19,919	9,537	100.7		
	2 目 的 税		15,131,420	46,634	22,326	101.5		

(注) 1. その他：軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税
2. 目的税：入湯税、事業所税、都市計画税
3. 人口・世帯数は、前年12月31日現在。

3. 税務に関すること

(1) 税務機構（令和7年4月1日現在）

税 務 部	部長 1	
税 制 課		総務係 5(4)、税制係 5(3)、税務システム移行準備室 3(0) (課長 1、含み 14人)
納 税 課		納税推進係 19(15)、納税第1係 14(7)、納税第2係 12(5) (課長 1、含み 46人)
滞 納 対 策 課		徴収指導係 12(4)、特別滞納整理第1係 9(3)、 特別滞納整理第2係 13(7)、公売係 5(2) (課長 1、担当課長 1、含み 41人)
市 民 税 課		企画指導係 5(3)、軽自・諸税係 6(4)、法人課税係 7(2)、 特別徴収係 14(9)、普通徴収第1係 13(8)、普通徴収第2係 12(7)、 市税証明係 8(7)、駿河税務センター 7(5) (課長 1、含み 73人)
固 定 資 産 税 課		企画指導係 9(2)、土地第1係 11(7)、土地第2係 10(5)、 家屋第1係 13(6)、家屋第2係 11(5)、償却資産係 10(7) (課長 1、含み 65人)
清水市税事務所		市民税係 20(13)、納税係 16(10)、土地係 14(8)、 家屋係 12(4) (所長 1、担当課長 1、含み 64人)
		税務部門計 304人

- (注) 1. () は、女性内数。
 2. 再任用短時間勤務職員を含む。(納税課 1 人、滞納対策課 1 人、清水市税事務所 1 人)
 3. 静岡地方税滞納整理機構への派遣職員を含む。(滞納対策課 1 人)
 4. 会計年度任用職員を含む。

(2) 事務分掌 (令和7年4月1日現在)

部 名	課 名	分 掌 事 務
税 務 部	税 制 課	1 税務に係る政策及び調整に関すること。 2 税務制度の調査研究及び税務諸統計に関すること。 3 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に関すること。 4 固定資産評価審査委員会に関すること。 5 市税（個人の県民税及び森林環境税を含む。以下同じ。）並びに市税に係る督促手数料、延滞金及び加算金、県民税徴収取扱委託金並びに国有資産等所在市交付金（7及び8において「市税等」という。）の調定に関すること。 6 市税の賦課事務（調定に係るものに限る。）に係る指導に関すること。 7 市税等の収入見込みに関すること。 8 市税等の決算に関すること。 9 納税思想の高揚及び税務広報に関すること。 10 部の庶務に関すること。
	納 税 課	1 市税並びに市税に係る督促手数料、延滞金及び加算金（以下「徴収金」という。）の収納事務に係る企画に関すること。 2 徴収金の徴収に関すること。 3 徴収金の督促及び滞納処分に関すること（市長が定めるものに限る。）。 4 徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること（市長が定めるものに限る。）。 5 徴収金の収入整理に関すること。 6 徴収金の納付相談に関すること（清水市税事務所の所管に属するものを除く。）。 7 市税の口座振替に関すること。 8 所管に係る事務についての清水市税事務所との総合調整に関すること。
	滞 納 対 策 課	1 徴収金の徴収事務及び滞納処分事務に係る企画及び指導に関すること。 2 徴収金の徴収に関すること。 3 徴収金の督促及び滞納処分に関すること（市長が定めるものに限る。）。 4 徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること（市長が定めるものに限る。）。 5 静岡地方税滞納整理機構に関すること。 6 債権管理の総括に関すること。 7 債権管理委員会に関すること。

部 名	課 名	分 掌 事 務
税 務 部	市 民 税 課	1 普通徴収に係る個人の市民税、県民税及び森林環境税の賦課（清水市税事務所の所管に属するものを除く。）並びに賦課事務及び市税の証明事務に係る企画、指導及び調整に関すること。 2 特別徴収に係る個人の市民税、県民税及び森林環境税、法人等の市民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税並びに事業所税の賦課及び賦課事務に係る企画に関すること。 3 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。 4 市税に係る証明に関すること。 5 固定資産課税台帳に係る公簿の閲覧及びこれらの写しの交付並びに地籍図の写しの交付に関すること。 6 所管に係る事務についての清水市税事務所との総合調整に関すること。
	固 定 資 産 税 課	1 償却資産に係る固定資産税及び特別土地保有税の賦課及び賦課事務に係る企画に関すること。 2 土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課（清水市税事務所の所管に属するものを除く。）並びに賦課事務に係る企画、指導及び調整に関すること。 3 土地及び家屋に係る固定資産の評価（清水市税事務所の所管に属するものを除く。）並びに評価事務に係る企画、指導及び調整に関すること。 4 国有資産等所在市交付金の調査及び請求に関すること（清水市税事務所の所管に属するものを除く。）。 5 所管に係る事務についての清水市税事務所との総合調整に関すること。
	清水市税事務所	1 徴収金の徴収に関すること。 2 徴収金の督促及び滞納処分に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。 3 徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。 4 徴収金の納付相談に関すること。 5 土地及び家屋に係る固定資産の評価に関すること。 6 普通徴収に係る個人の市民税、県民税及び森林環境税、土地及び家屋に係る固定資産税並びに都市計画税の賦課に関すること。 7 土地及び家屋に係る国有資産等所在市交付金対象資産の調査に関すること。 8 清水区役所地域総務課及び清水区選挙管理委員会事務局との連携に関すること。

(3) 税務職員の配置状況（令和7年4月1日現在）

区 分	部長	参与兼 課 長	課長 所 長	担当 課長	参事	課長補佐 所長補佐	駿河税務 センター 所 長	主幹	室長	係長	副主幹	主査	主任主事 主任技師	主事	会計年度 任用職員	計
税 務 部	1															1
税 制 課		1														1
総 務 係						(課長補佐兼務 (総務係長事務取扱)) 1					(1) 1	(1) 1			(2) 2	(4) 5
税 制 係							(係長兼務) 1					(3) 4				(3) 5
税務システム 移行準備室									1			2				3
計	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 1	(0) 0	(1) 1	(4) 7	(0) 0	(0) 0	(2) 2	(7) 14
納 税 課			1			(課長補佐兼務 (納税推進係長事務取扱))										1
納税推進係					(1) 1							(2) 4	(3) 4	(3) 3	(6) 7	(15) 19
納税第1係										1		2	(3) 3	(1) 3	(3) 5	(7) 14
納税第2係							(係長兼務) 1					2	(1) 2	(2) 3	(2) 4	(5) 12
計	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(2) 8	(7) 9	(6) 9	(11) 16	(27) 46
滞 納 対 策 課		1		1												2
徴収指導係					(係長兼務) 1						1	3	2		(4) 5	(4) 12
特別滞納整理 第 1 係										1		1	(1) 2	(2) 5		(3) 9
特別滞納整理 第 2 係										1		2	(5) 7	(2) 3		(7) 13
公 売 係										1		(1) 1	(1) 2	1		(2) 5
計	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 3	(0) 1	(1) 7	(7) 13	(4) 9	(4) 5	(16) 41
市 民 税 課			1													1
企画指導係					(係長兼務) 1							(1) 1	(1) 1	1	(1) 1	(3) 5
軽自・諸税係										1			(1) 1	1	(3) 3	(4) 6
法人課税係							(係長兼務) 1						(1) 3	2	(1) 1	(2) 7
特別徴収係										1		1	(1) 1	(2) 3	(6) 8	(9) 14
普 通 徴 収 第 1 係					(係長兼務) 1							(2) 3	(4) 6	(2) 3		(8) 13
普 通 徴 収 第 2 係							(係長兼務) 1					(1) 2	(2) 3	(3) 5	(1) 1	(7) 12
市税証明係										1			(1) 1	(1) 1	(5) 5	(7) 8
駿 河 税 務 セ ン タ ー							1						(1) 2		(4) 4	(5) 7
計	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 2	(0) 1	(0) 2	(0) 0	(0) 3	(0) 0	(4) 7	(12) 18	(8) 16	(21) 23	(45) 73

(単位：人)

区 分	部長	参与兼 課 長	課長 所長	担当 課長	参事	課長補佐 所長補佐	駿河税務 センター 所 長	主幹	室長	係長	副主幹	主査	主任主事 主任技師	主事	会計年度 任用職員	計
固定資産税課			1													1
企画指導係					(係長兼務) 1						1	3	(1) 2		(1) 2	(2) 9
土地第1係										1		(2) 3	(3) 5	(2) 2		(7) 11
土地第2係										1		1	(4) 4	(1) 3	1	(5) 10
家屋第1係					(係長兼務) 1							1	(4) 6	(1) 3	(1) 2	(6) 13
家屋第2係										1		(1) 2	(3) 4	(1) 4		(5) 11
償却資産係										1	1	1		(3) 3	(4) 4	(7) 10
計	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 4	(0) 2	(3) 11	(15) 21	(8) 15	(6) 9	(32) 65
清水市税事務所			(所長補佐兼務) 1	1												2
市民税係					(係長兼務) 1							(1) 5	(4) 6	(3) 3	(5) 5	(13) 20
納税係							(係長兼務) 1					(1) 3		(2) 3	(7) 8	(10) 16
土地係										1		(2) 4	(3) 4	(2) 4	(1) 1	(8) 14
家屋係										1		(2) 3	(2) 5			(4) 12
計	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 2	(0) 0	(6) 15	(9) 16	(7) 13	(13) 14	(35) 64
合 計	(0) 1	(0) 2	(0) 4	(0) 2	(1) 2	(0) 6	(0) 1	(0) 5	(0) 1	(0) 13	(1) 4	(20) 54	(50) 78	(33) 62	(57) 69	(162) 304

- (注) 1. 上段 () は、女性内数。
 2. 再任用短時間勤務職員を含む。(納税課1人、滞納対策課1人、清水市税事務所1人)
 3. 静岡地方税滞納整理機構への派遣職員を含む。(滞納対策課1人)

(4) 税務職員年齢別調 (令和7年4月1日現在)

区 分	25才未満 人	30才未満 人	40才未満 人	50才未満 人	50才以上 人	計 人	平均年令 歳
税 制 課	0	0	3	5	5	13	47.1
納 税 課	6	6	10	1	7	30	36.4
滞 納 対 策 課	8	8	5	8	6	35	35.8
市 民 税 課	14	8	15	3	10	50	34.2
固 定 資 産 税 課	8	17	19	7	5	56	33.8
清水市税事務所	11	5	12	6	16	50	38.9
計	47	44	64	30	49	234	36.3

- (注) 1. 税務部長は、税制課に含む。
2. 再任用短時間勤務職員を含む。(納税課1人、滞納対策課1人、清水市税事務所1人)
3. 静岡地方税滞納整理機構への派遣職員を含む。(滞納対策課2人)
4. 会計年度任用職員は含まない。

(5) 税務職員税務経験年数調 (令和7年4月1日現在)

区 分	1年未満 人	2年未満 人	3年未満 人	5年未満 人	10年未満 人	10年以上 人	計 人	平均経験年数 年
税 制 課	0	0	0	0	4	9	13	11.7
納 税 課	2	8	1	7	7	5	30	6.2
滞 納 対 策 課	4	5	5	4	10	7	35	6.4
市 民 税 課	9	9	6	8	11	7	50	4.2
固 定 資 産 税 課	11	11	6	7	12	9	56	5.0
清水市税事務所	3	4	9	11	9	14	50	6.6
計	29	37	27	37	53	51	234	5.9

- (注) 1. 税務部長は、税制課に含む。
2. 再任用短時間勤務職員を含む。(納税課1人、滞納対策課1人、清水市税事務所1人)
3. 静岡地方税滞納整理機構への派遣職員を含む。(滞納対策課1人)
4. 会計年度任用職員は含まない。
5. 税務経験年数は、臨時の期間を除き通算した。

(6) 市税の徴収に要する経費調

区 分			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
(1)	税収入額	市 税 (千円)	139,758,947	137,874,554	139,820,869	141,996,245	141,926,166	
(2)		個 人 の 県 民 税 (千円)	14,747,352	14,686,470	14,664,804	15,033,667	14,429,516	
(3)		合 計 (千円)	154,506,299	152,561,024	154,485,673	157,029,912	156,355,682	
(4)	徴 税 費	基 本 給 (千円)	869,365	853,339	833,685	864,772	874,428	
(5)		超 過 勤 務 手 当 (千円)	67,323	66,149	41,735	69,344	82,694	
(6)		税 務 特 別 手 当 (千円)	618	661	600	639	571	
(7)		そ の 他 の 手 当 (千円)	385,985	366,359	370,514	391,704	404,189	
(8)		諸 手 当 (小 計) (千円)	453,926	433,169	412,849	461,687	487,454	
(9)		共 済 組 合 負 担 金 等 (千円)	256,547	—	—	—	—	
(10)		報 酬 (千円)	136,696	135,304	138,424	140,873	199,883	
(11)		そ の 他 (千円)	170	267,361	270,181	283,267	282,208	
(12)		計 (千円)	1,716,704	1,689,173	1,655,139	1,750,599	1,843,973	
(13)		(需 件 費 費)	旅 費 (千円)	5,483	5,415	6,302	9,052	6,838
(14)			賃 金 (千円)	0	—	—	—	—
(15)			そ の 他 (千円)	399,310	396,655	535,567	670,364	510,554
(16)			計 (千円)	404,793	402,070	541,869	679,416	517,392
(19)	報奨金 及び これに 類する 経費	納期前納付の報奨金 (千円)	0	0	0	0	0	
(20)		納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金 (千円)	0	0	0	0	0	
(21)		納 税 奨 励 金 (千円)	0	0	0	0	0	
(22)		そ の 他 (千円)	12,052	11,024	11,220	11,241	19,041	
(23)		計 (千円)	12,052	11,024	11,220	11,241	19,041	
(24)	そ の 他 (千円)		56,599	60,625	70,015	80,551	97,502	
(25)	合 計 (千円)		2,190,148	2,162,892	2,278,243	2,521,807	2,477,908	
(26)	県民税 徴収取扱費	納税義務者数等を基準にした金額 (千円)	1,164,317	1,245,723	1,156,653	1,166,816	1,174,154	
(27)		報奨金の額に相当する金額 (千円)	0	0	0	0	0	
(28)		合 計 (千円)	1,164,317	1,245,723	1,156,653	1,166,816	1,174,154	
(29)	(25) - (28) (千円)		1,025,831	917,169	1,121,590	1,354,991	1,303,754	
税収入額に 対する 徴税費の割合			(25) / (3) (%)	1.4	1.4	1.5	1.6	
			(29) / (1) (%)	0.7	0.7	0.8	1.0	
(30)	徴税 職員数	徴 税 職 員 (人)	225	227	222	225	231	
(31)		総 務 関 係 (人)	24	23	31	33	34	
(32)		課 税 関 係 (人)	136	136	128	129	130	
(33)		徴 収 関 係 (人)	65	68	63	63	67	
(34)		会計年度任用職員等 (ほか臨時職員) (人)	65	66	67	68	67	

(注) この表は、市町村税課税状況等の調による。なお、令和 4 年度の様式改正により列番号が変更となったが、本表では令和 3 年度調査までの列番号を使用している。

課 賦 II

1. 市民税に関すること

(1) 個人市民税・県民税賦課額の推移

区 分			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
普通徴収	市民税	均 等 割	242,923,400	220,624,100	243,489,000	243,053,500	202,693,500
		所 得 割	9,513,217,800	8,089,049,100	10,597,010,900	11,252,149,100	12,008,021,400
		計	9,756,141,200	8,309,673,200	10,840,499,900	11,495,202,600	12,210,714,900
	県民税	均 等 割	133,357,700	121,077,800	133,478,600	133,316,100	95,957,400
		所 得 割	2,366,483,700	2,013,174,600	2,627,678,400	2,798,416,900	2,976,025,200
		計	2,499,841,400	2,134,252,400	2,761,157,000	2,931,733,000	3,071,982,600
森 林 環 境 税		—	—	—	—	68,128,300	
特別徴収	市民税	均 等 割	1,011,371,400	1,022,446,900	1,025,089,700	1,026,975,800	888,874,700
		所 得 割	44,727,610,200	43,988,908,800	44,231,700,300	45,017,805,900	42,716,769,600
		計	45,738,981,600	45,011,355,700	45,256,790,000	46,044,781,700	43,605,644,300
	県民税	均 等 割	552,088,900	558,037,400	559,496,600	560,475,200	418,647,700
		所 得 割	11,155,560,200	10,946,507,300	11,020,820,700	11,218,225,300	10,635,235,400
		計	11,707,649,100	11,504,544,700	11,580,317,300	11,778,700,500	11,053,883,100
森 林 環 境 税		—	—	—	—	298,061,700	
合 計	市民税	均 等 割	1,254,294,800	1,243,071,000	1,268,578,700	1,270,029,300	1,091,568,200
		所 得 割	54,240,828,000	52,077,957,900	54,828,711,200	56,269,955,000	54,724,791,000
		計	55,495,122,800	53,321,028,900	56,097,289,900	57,539,984,300	55,816,359,200
	県民税	均 等 割	685,446,600	679,115,200	692,975,200	693,791,300	514,605,100
		所 得 割	13,522,043,900	12,959,681,900	13,648,499,100	14,016,642,200	13,611,260,600
		計	14,207,490,500	13,638,797,100	14,341,474,300	14,710,433,500	14,125,865,700
森 林 環 境 税		—	—	—	—	366,190,000	
合 計			69,702,613,300	66,959,826,000	70,438,764,200	72,250,417,800	70,308,414,900

(注) この表は、当初賦課額による。(特別徴収分については、6月～翌年5月分までの課税分である。)

(2) 個人市民税納税義務者の推移

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
普通徴収	均等割・所得割の者	68,974	63,904	69,733	70,257	62,351
	均等割のみの者	10,125	9,397	9,898	9,931	16,542
	所得割のみの者	286	521	308	371	510
	計	79,385	73,822	79,939	80,559	79,403
	森 林 環 境 税	—	—	—	—	77,779
特別徴収	均等割・所得割の者	294,323	297,781	298,780	299,992	286,321
	均等割のみの者	15,979	16,562	17,201	17,298	33,161
	所得割のみの者	520	731	744	762	966
	計	310,822	315,074	316,725	318,052	320,448
	森 林 環 境 税	—	—	—	—	317,857
合 計	均等割・所得割の者	363,297	361,685	368,513	370,249	348,672
	均等割のみの者	26,104	25,959	27,099	27,229	49,703
	所得割のみの者	806	1,252	1,052	1,133	1,476
	計	390,207	388,896	396,664	398,611	399,851
	森 林 環 境 税	—	—	—	—	395,636

(注) この表は、当初調定による。

(単位：円)

令和7年度				
合 計	全市	葵 区	駿河区	清水区
208,300,300	—	75,919,000	67,338,500	65,042,800
12,651,097,800	—	5,576,274,700	3,886,804,400	3,188,018,700
12,859,398,100	—	5,652,193,700	3,954,142,900	3,253,061,500
98,684,100	—	35,950,000	31,943,700	30,790,400
3,123,608,000	—	1,380,728,600	962,302,900	780,576,500
3,222,292,100	—	1,416,678,600	994,246,600	811,366,900
69,967,200	—	25,413,700	22,673,900	21,879,600
897,136,400	897,136,400	—	—	—
47,987,719,500	47,987,719,500	—	—	—
48,884,855,900	48,884,855,900	—	—	—
421,241,300	421,241,300	—	—	—
11,932,415,700	11,932,415,700	—	—	—
12,353,657,000	12,353,657,000	—	—	—
301,032,800	301,032,800	—	—	—
1,105,436,700	897,136,400	75,919,000	67,338,500	65,042,800
60,638,817,300	47,987,719,500	5,576,274,700	3,886,804,400	3,188,018,700
61,744,254,000	48,884,855,900	5,652,193,700	3,954,142,900	3,253,061,500
519,925,400	421,241,300	35,950,000	31,943,700	30,790,400
15,056,023,700	11,932,415,700	1,380,728,600	962,302,900	780,576,500
15,575,949,100	12,353,657,000	1,416,678,600	994,246,600	811,366,900
371,000,000	301,032,800	25,413,700	22,673,900	21,879,600
77,691,203,100	61,539,545,700	7,094,286,000	4,971,063,400	4,086,308,000

(単位：人)

令和7年度				
合 計	全市	葵 区	駿河区	清水区
70,230	—	25,680	22,603	21,947
10,733	—	3,942	3,315	3,476
656	—	244	225	187
81,619	—	29,866	26,143	25,610
79,600	—	29,030	25,536	25,034
308,092	308,092	—	—	—
16,641	16,641	—	—	—
1,128	1,128	—	—	—
325,861	325,861	—	—	—
323,227	323,227	—	—	—
378,322	308,092	25,680	22,603	21,947
27,374	16,641	3,942	3,315	3,476
1,784	1,128	244	225	187
407,480	325,861	29,866	26,143	25,610
402,827	323,227	29,030	25,536	25,034

(3) 令和7年度個人市民税の納税義務者等に関する調

区 分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	均等割額	所得割額
	A 人	B 千円	C 人	D 千円	E 千円
所得者区分					
給 与 所 得 者	10,635	27,313	276,337	826,092	48,452,777
営 業 等 所 得 者	2,049	6,079	14,075	42,195	3,136,428
農 業 所 得 者	102	303	402	1,206	65,929
そ の 他 の 所 得 者	11,363	33,050	55,888	167,628	8,983,684
家 屋 敷 等 の み	523	1,569	—	—	—
計	24,672	68,314	346,702	1,037,121	60,638,818

(注) この調は、市町村税課税状況等の調による。

(4) 課税標準額段階別令和7年度分所得割額等に関する調（合計表）

区 分	納税義務者数			総所得金額等 千円	所得控除額 千円	課税標準額 千円
	有資格者 人	失格者 人	計 人			
課税標準額の段階別						
10万円 以下の金額	4,563	8,119	12,682	8,911,954	8,765,516	9,053,139
10万円 を超え 100万円 以下	103,115	4,162	107,277	154,987,765	95,165,229	68,545,936
100万円 " 200万円 "	89,182	5,039	94,221	243,795,174	105,607,474	144,166,262
200万円 " 300万円 "	54,113	5,664	59,777	230,170,452	83,581,643	150,184,891
300万円 " 400万円 "	29,186	2,044	31,230	160,828,172	53,179,959	111,619,022
400万円 " 550万円 "	21,752	102	21,854	143,997,148	43,259,551	103,706,819
550万円 " 700万円 "	7,289	0	7,289	60,375,795	15,590,411	46,623,647
700万円 " 1,000万円 "	6,025	1	6,026	62,931,988	13,257,530	52,784,023
1,000万円 を超える金額	6,346	0	6,346	149,901,019	14,965,813	185,576,371
合 計	321,571	25,131	346,702	1,215,899,467	433,373,126	872,260,110

(注) 1. この調は、市町村税課税状況等の調による。

2. 有資格者は、所得税の納税義務のある者、失格者はそれ以外。

3. 所得金額は、総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額を表示。

4. 税額控除額は、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除の合計額を表示。

合		計		納税義務者数
均等割を納める者		所得割を納めるもの		
納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	
A+C	B+D	C	E	A+C
人	千円	人	千円	人
286,972	853,405	276,337	48,452,777	286,972
16,124	48,274	14,075	3,136,428	16,124
504	1,509	402	65,929	504
67,251	200,678	55,888	8,983,684	67,251
523	1,569	—	—	523
371,374	1,105,435	346,702	60,638,818	371,374

算出税額 千円	税額控除 千円	税額調整 千円	配当割額 の控除額 千円	株式等譲渡 所得割額の 控 除 額 千円	所得割額		
					有資格者 千円	失格者 千円	計 千円
386,226	26,369	24	4,144	9,621	333,593	12,379	345,972
5,131,642	425,261	1,695	8,496	18,035	4,615,570	62,413	4,677,983
11,289,732	823,524	476	15,134	21,215	10,119,283	309,860	10,429,143
11,869,771	947,258	0	11,282	11,681	10,202,014	697,379	10,899,393
8,770,060	624,924	0	10,760	11,662	7,713,365	409,153	8,122,518
8,177,681	567,155	0	10,063	12,789	7,559,985	27,483	7,587,468
3,656,166	296,151	0	8,820	12,043	3,338,746	0	3,338,746
4,098,107	346,013	0	6,361	10,960	3,724,661	427	3,725,088
12,823,424	1,126,952	0	34,782	141,791	11,512,507	0	11,512,507
66,202,809	5,183,607	2,195	109,842	249,797	59,119,724	1,519,094	60,638,818

(5) 個人市民税・県民税負担額累年比較

(単位：円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人 一 人 当 り	市民税	79,475	76,799	81,409	84,155	82,455	91,775
	県民税	20,347	19,644	20,813	21,515	20,866	23,152
	計	99,821	96,443	102,222	105,670	103,321	114,927
一 世 帯 当 り	市民税	174,555	166,554	174,582	178,090	172,225	188,816
	県民税	44,688	42,602	44,633	45,530	43,584	47,632
	計	219,244	209,156	219,215	223,620	215,809	236,447
納 税 義 務 者 一 人 当 り	市民税	142,220	137,109	141,423	144,351	139,759	151,527
	県民税	36,410	35,071	36,155	36,904	35,368	38,225
	計	178,630	172,179	177,578	181,255	175,127	189,752

(注) 1. この表は、当初賦課額による。(特別徴収分については、6月～翌年5月までの課税分である。)
2. 毎年、賦課期日(1月1日)現在の住民基本台帳人口及び世帯数を基礎とした。

(6) 市民税特別徴収義務者数の推移

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特 別 徴 収 義 務 者 数	24,757	24,597	24,766	25,058	25,346	25,574

(注) この表は、市町村税課税状況等の調による。(令和2年度に限り7月更正分を含む)

(7) 個人県民税払込確定あん分率の推移

年 度	率	率(令和6年度以降)	率(令和5年度以前)
令 和 2 年 度	0.205407440315	—	—
令 和 3 年 度	0.205523409055	—	—
令 和 4 年 度	0.205288397985	—	—
令 和 5 年 度	0.205481606715	—	—
令 和 6 年 度	—	0.2026303498211	0.2035578756610

(注)

(8) 森林環境税払込確定あん分率の推移

年 度	率
令 和 6 年 度	0.0045565706402

(注) (7) 及び (8) の表は、令和4年改正前の地方税法施行令第8条第3項及び地方税法施行令第57条の4の2の規定により、県民税及び森林環境税を払込む場合のあん分率について記載したものである。

(9) 法人市民税調定額の推移（現年課税分）

区 分	均等割額 千円	法人税割額 千円	計 千円	前年度比 %	納税義務者数 人
令和2年度	2,561,827	6,399,529	8,961,356	78.4	22,048
令和3年度	2,543,701	5,166,408	7,710,109	86.0	22,186
令和4年度	2,577,840	5,378,251	7,956,091	103.2	22,473
令和5年度	2,562,058	5,594,131	8,156,189	102.5	22,574
令和6年度	2,615,079	6,851,233	9,466,312	116.1	22,880

（注）納税義務者数は、市町村税課税状況等の調による。

(10) 令和6年度法人市民税月別調定額（現年課税分）

区 分	均等割額 円	法人税割額 円	計 円	構成比 %
4月	126,339,700	277,559,200	403,898,900	4.3
5月	264,953,900	601,550,500	866,504,400	9.2
6月	494,853,400	1,423,550,100	1,918,403,500	20.3
7月	359,882,000	1,188,913,500	1,548,795,500	16.4
8月	167,417,100	378,810,500	546,227,600	5.8
9月	112,519,900	138,232,200	250,752,100	2.6
10月	157,350,200	267,262,400	424,612,600	4.5
11月	412,094,000	1,341,253,400	1,753,347,400	18.5
12月	98,589,500	158,021,400	256,610,900	2.6
1月	192,691,200	678,930,500	871,621,700	9.2
2月	116,714,800	184,235,500	300,950,300	3.2
3月	111,673,100	212,914,200	324,587,300	3.4
計	2,615,078,800	6,851,233,400	9,466,312,200	100.0

(11) 法人市民税業態別調定額及び義務者数

区 分 業態別	令和2年度		令和3年度	
	義務者数 件	調定額 千円	義務者数 件	調定額 千円
製 造 業	2,199	1,099,204	2,148	1,160,025
新 聞 ・ 出 版 ・ 印 刷 業	224	79,091	211	61,729
機 械 器 具 製 造 業	785	729,374	777	456,262
卸 売 業	2,247	990,960	2,220	884,354
小 売 業	2,656	713,216	2,645	745,932
建 設 業	3,015	952,779	3,080	789,574
運 輸 ・ 倉 庫 業	695	884,771	690	325,695
放 送 業	36	47,661	34	31,900
電 気 ・ ガ ス 供 給 業	46	219,606	49	256,750
電 信 ・ 電 話 業	22	95,508	16	73,069
サ ー ビ ス 業	5,070	1,321,509	5,224	1,085,721
旅 館 ・ 飲 食 業	903	125,987	888	112,240
一 次 産 業 ・ 鉱 業	137	24,472	136	20,496
銀 行 ・ 信 託 業	66	650,318	67	781,503
そ の 他 の 金 融 業	70	82,706	69	52,381
証 券 ・ 商 品 取 引 業	58	75,184	61	93,092
保 険 ・ 保 険 サ ー ビ ス 業	281	456,404	279	408,921
不 動 産 業	1,547	327,378	1,573	290,867
教 育	75	21,104	77	16,091
分 類 不 能	570	64,124	636	63,507
合 計	20,702	8,961,356	20,880	7,710,109

(注) この表は、各年度別決算による。

令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
義務者数 件	調定額 千円	義務者数 件	調定額 千円	義務者数 件	調定額 千円
2,103	1,298,611	2,061	1,062,184	2,009	1,237,773
209	65,454	200	56,442	201	63,514
768	588,868	741	780,815	726	945,815
2,155	893,602	2,170	1,003,347	2,138	1,054,220
2,619	663,149	2,593	781,980	2,589	838,168
3,102	786,340	3,183	789,098	3,136	893,907
684	322,626	699	527,729	690	745,442
33	45,663	33	48,048	31	42,949
54	141,203	56	199,429	57	218,064
16	52,518	16	26,671	17	21,186
5,281	1,252,008	5,406	1,226,347	5,473	1,262,271
912	137,283	909	128,720	917	141,116
130	21,746	129	29,320	121	25,371
63	735,990	65	732,871	63	1,018,002
64	43,325	72	52,810	69	62,022
60	40,107	63	50,610	69	69,174
281	449,855	296	237,321	281	373,382
1,612	325,842	1,666	308,701	1,715	330,644
71	16,974	68	18,187	76	14,263
713	74,927	861	95,559	921	109,029
20,930	7,956,091	21,287	8,156,189	21,299	9,466,312

(12) 法人市民税資本金別均等割額及び義務者数

区 分 資本金別	令和 2 年度		令和 3 年度	
	義務者数 件	均等割額 千円	義務者数 件	均等割額 千円
資本金等の額が 1 千万円以下である法人で 従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	164	19,460	155	18,380
資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下である 法人で従業者数の合計数が 50 人以下であるもの	3,264	416,472	3,255	413,462
資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下である 法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	359	53,830	353	53,092
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である 法人で従業者数の合計数が 50 人以下であるもの	1,229	194,383	1,239	193,046
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である 法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	154	62,233	149	59,033
資本金等の額が 10 億円を超える法人で 従業者数の合計数が 50 人以下であるもの	1,375	550,940	1,369	540,869
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である 法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	94	162,350	88	151,010
資本金等の額が 50 億円を超える法人で 従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	137	414,750	137	407,500
上記に掲げる以外の法人、法人でない社団等	14,329	687,409	14,464	707,309
合 計	21,105	2,561,827	21,209	2,543,701

(注) この表は、市町村税課税状況等の調による。

令和4年度		令和5年度		令和6年度	
義務者数 件	均等割額 千円	義務者数 件	均等割額 千円	義務者数 件	均等割額 千円
150	17,850	153	18,340	147	17,620
3,252	416,233	3,269	415,987	3,291	419,275
341	50,850	342	51,150	358	53,005
1,242	190,472	1,236	192,403	1,227	191,766
155	61,899	155	61,999	147	58,733
1,354	534,282	1,350	534,339	1,330	527,000
87	149,287	90	153,662	95	161,160
142	416,160	134	400,000	136	408,000
14,942	740,807	14,942	734,178	15,111	778,520
21,665	2,577,840	21,671	2,562,058	21,842	2,615,079

2. 固定資産税に関すること

(1) 固定資産税調定額等の推移（現年課税分）

ア 調定額

(単位：円)

区 分	土 地	家 屋	小 計	償 却 資 産	交 納 付 金	計
令和2年度	23,018,409,300	22,162,151,500	45,180,560,800	8,458,878,500	295,657,300	53,935,096,600
令和3年度	22,642,129,600	21,033,445,800	43,675,575,400	8,068,386,100	295,765,700	52,039,727,200
令和4年度	22,606,991,300	22,322,827,900	44,929,819,200	8,372,788,100	301,373,700	53,603,981,000
令和5年度	22,570,018,400	22,845,471,700	45,415,490,100	8,419,260,400	298,915,200	54,133,665,700
令和6年度	22,586,085,700	22,839,469,000	45,425,554,700	8,580,817,200	300,042,800	54,306,414,700
葵 区	8,317,358,400	8,531,588,200	16,848,946,600	4,146,366,100	—	20,995,312,700
駿 河 区	7,580,252,600	7,265,309,200	14,845,561,800	1,622,091,000	—	16,467,652,800
清 水 区	6,688,474,700	7,042,571,600	13,731,046,300	2,812,360,100	—	16,543,406,400
そ の 他	0	0	0	0	300,042,800	300,042,800

※太字は基準年度

イ 納税義務者

(単位：人)

区 分	土 地 ・ 家 屋	償 却 資 産	合 計
令和2年度	267,468	10,094	277,562
令和3年度	267,457	9,184	276,641
令和4年度	267,599	10,084	277,683
令和5年度	267,388	10,141	277,529
令和6年度	266,551	10,208	276,759

※太字は基準年度

(注) 毎年度、出納閉鎖日現在の調定額及び納税義務者である。(過年度追徴分を除く。)

(2) 年度別評価等状況の推移

区 分			令和2年度	令和3年度
土 地	田	評価総筆数(筆)	22,599	22,461
		評価総地積(㎡)	7,810,276	7,748,338
		決定価格(総額)(千円)	635,398	629,874
		平均価格(円/㎡)	81	81
	畑	評価総筆数(筆)	173,047	172,367
		評価総地積(㎡)	87,851,220	87,553,706
		決定価格(総額)(千円)	4,192,177	4,197,497
		平均価格(円/㎡)	48	48
	宅 地	評価総筆数(筆)	483,246	484,438
		評価総地積(㎡)	68,480,780	68,590,122
		決定価格(総額)(千円)	4,062,266,100	4,025,374,378
		平均価格(円/㎡)	59,320	58,687
	山 林	評価総筆数(筆)	113,739	113,892
		評価総地積(㎡)	582,604,564	581,980,963
		決定価格(総額)(千円)	5,632,102	5,611,344
		平均価格(円/㎡)	10	10
	その他	評価総筆数(筆)	73,206	73,454
		評価総地積(㎡)	27,181,994	27,219,522
		決定価格(総額)(千円)	384,769,950	378,954,214
		平均価格(円/㎡)	14,155	13,922
家 屋	木 造	棟数(棟)	240,092	239,428
		床面積(㎡)	20,481,956	20,556,889
		決定価格(千円)	536,324,632	512,645,482
		単位当たり価格(円/㎡)	26,185	24,938
	木造以外 (非木造)	棟数(棟)	99,431	99,304
		床面積(㎡)	25,049,434	25,056,657
		決定価格(千円)	1,121,057,598	1,109,371,505
		単位当たり価格(円/㎡)	44,754	44,275
償却資産 (決定価格・千円)	構 築 物		117,928,701	112,717,115
	機 械 及 び 装 置		180,871,237	174,783,541
	船 舶		2,607,050	2,650,807
	航 空 機		814,195	638,852
	車 両 及 び 運 搬 具		6,432,572	7,065,215
	工 具 器 具 及 び 備 品		84,809,162	79,848,597
	地方税法 第389条	総 務 大 臣 配 分	222,616,387	225,123,313
		県 知 事 配 分	1,073,462	900,723

※太字は基準年度

(注) この表は、固定資産概要調書による。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
22,370	21,901	21,833	21,714
7,705,314	7,370,866	7,331,274	7,271,959
625,450	591,066	587,222	581,772
81	80	80	80
171,840	171,525	170,653	170,137
87,218,408	87,017,076	86,603,836	86,284,639
4,179,203	4,166,408	4,143,551	4,119,758
48	48	48	48
485,771	487,073	487,950	491,320
68,773,471	68,841,633	69,016,384	69,748,674
4,011,635,556	4,007,023,615	4,028,153,599	4,057,877,973
58,331	58,206	58,513	58,323
114,297	114,282	114,947	115,365
581,972,972	581,029,812	582,507,398	582,655,570
5,619,049	5,612,633	5,625,394	5,631,339
10	10	10	10
73,196	73,513	73,656	70,311
27,156,171	27,426,190	27,527,377	26,699,511
374,967,653	376,200,592	375,489,331	341,449,164
13,807	13,716	13,641	12,789
238,820	238,213	237,227	236,179
20,647,385	20,728,212	20,770,460	20,789,106
532,124,636	550,127,577	551,576,324	567,966,254
25,772	26,540	26,556	27,320
99,123	98,930	98,693	98,510
25,182,123	25,266,504	25,329,524	25,471,488
1,134,860,626	1,155,103,518	1,148,936,405	1,173,847,063
45,066	45,717	45,360	46,085
114,622,437	121,453,810	122,890,923	131,443,127
178,163,019	180,796,396	187,142,082	196,782,153
2,252,165	2,910,013	2,287,603	1,945,966
475,811	332,202	380,106	270,072
6,609,289	6,928,658	7,298,929	8,039,204
84,910,769	86,586,912	89,542,223	96,543,991
220,709,133	213,827,902	211,974,433	203,817,985
755,802	634,217	532,208	446,620

(3) 土地に関する調、総括表

区 分		地 積				決 定	
		非課税地積	評価総地積	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総額	法定免税点 未満のもの
		(a) ㎡	(b) ㎡	(c) ㎡	(b) - (c) = (d) ㎡	(e) 千円	(f) 千円
令和2年度		637,901,166	773,928,834	48,796,673	725,132,161	4,457,495,727	4,966,451
令和3年度		638,737,349	773,092,651	49,093,989	723,998,662	4,414,767,307	5,307,891
令和4年度		639,003,665	772,826,336	48,676,234	724,150,102	4,397,026,911	5,425,984
令和5年度		640,144,422	771,685,577	48,252,457	723,433,120	4,393,594,314	5,522,752
令和6年度		638,943,731	772,986,269	47,975,181	725,011,088	4,413,999,097	5,543,120
令和7年度		639,269,647	772,660,353	47,644,328	725,016,025	4,409,660,006	5,540,912
田	一般田	3,359,328	7,271,959	735,614	6,536,345	581,772	58,624
	介在田等		222,727	391	222,336	5,979,002	3,168
畑	一般畑	5,486,556	86,284,639	7,101,198	79,183,441	4,119,758	286,236
	介在畑等		2,366,835	67,425	2,299,410	41,129,391	104,933
宅地	小規模住宅用地		36,460,253	385,045	36,075,208	2,339,088,532	4,279,175
	一般住宅用地		8,353,755	49,321	8,304,434	371,844,911	225,485
	住宅用地 以外の宅地		24,934,666	14,513	24,920,153	1,346,944,530	72,846
	計	4,868,988	69,748,674	448,879	69,299,795	4,057,877,973	4,577,506
塩田							
鉱泉地			60	10	50	2,665	154
池沼		319,180	3,451,395	6,291	3,445,104	26,520	51
山林	一般山林	109,046,295	582,655,570	37,842,424	544,813,146	5,631,339	344,860
	介在山林		17,006	1,997	15,009	16,455	1,081
牧場							
原野		2,418,210	9,423,188	1,050,073	8,373,115	128,788	11,104
雑種地	ゴルフ場の用地		914,294		914,294	571,041	
	遊園地等の用地						
	鉄軌道用地 (単体利用)	284,554	1,428,360	73	1,428,287	39,890,829	1,558
	鉄軌道用地 (複合利用)		69,415		69,415	7,013,176	
	その他の雑種地	234,425,222	8,806,231	389,953	8,416,278	246,691,297	151,637
計		234,709,776	11,218,300	390,026	10,828,274	294,166,343	153,195
その他		279,061,314					

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

価 格		筆 数			単位当たり価格		提示平均価額 円
法定免税点 以上のもの (g) 千円	(g) に係る課 税標準額 (h) 千円	評価総筆数 (i) 筆	法定免税点 未満のもの (j) 筆	法定免税点 以上のもの (i) - (j) = (k) 筆	平均価格 (e) / (b) = (l) 円	最高価格 (m) 円	
4,452,529,276	1,652,257,417	865,986	45,696	820,290	5,760		
4,409,459,416	1,625,339,591	866,612	47,399	819,213	5,711		
4,391,600,927	1,622,347,218	867,474	47,718	819,756	5,690		
4,388,071,562	1,619,757,032	868,294	47,818	820,476	5,694		
4,408,455,977	1,621,079,809	869,039	48,014	821,025	5,710		
4,404,119,094	1,623,946,962	868,847	48,087	820,760	5,707		
523,148	581,509	21,714	2,406	19,308	80	417	80,141 / 千㎡
5,975,834	2,125,476	866	14	852	26,845	106,212	
3,833,522	4,113,419	170,137	17,783	152,354	48	126	47,841 / 千㎡
41,024,458	15,848,555	13,402	718	12,684	17,377	186,754	
2,334,809,357	389,678,958	306,777	6,591	300,186	64,154	1,024,023	
371,619,426	123,887,359	105,499	1,700	103,799	44,512	1,000,958	
1,346,871,684	891,909,055	79,044	444	78,600	54,019	1,086,400	
4,053,300,467	1,405,475,372	491,320	8,735	482,585	58,179	1,086,400	58,638 / ㎡
2,511	2,665	18	3	15	44,417	182,000	
26,469	25,673	1,021	33	988	8	1,890	
5,286,479	5,631,300	115,365	13,523	101,842	10	71	9,676 / 千㎡
15,374	11,676	97	16	81	968	37,682	
117,684	128,786	13,720	2,211	11,509	14	99	
571,041	369,028	454		454	625	770	
39,889,271	23,632,100	3,532	8	3,524	27,928	89,470	
7,013,176	4,292,516	496		496	101,033	221,127	
246,539,660	161,708,887	36,705	2,637	34,068	28,013	654,924	
294,013,148	190,002,531	41,187	2,645	38,542	26,222	654,924	

(4) 宅地に関する調、法定免税点以上のもの

区 分	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	地 積 ㎡	決定価格 千円	地 積 ㎡	決定価格 千円	地 積 ㎡	決定価格 千円
商 業 地 区	1,800,873	360,784,617	1,773,907	369,020,107	1,776,737	366,192,419
住 宅 地 区	50,441,547	3,249,949,016	51,276,376	3,273,037,286	51,393,215	3,264,731,826
工 業 地 区	10,449,213	361,206,707	9,723,555	300,520,664	9,759,751	300,278,574
村 落 地 区	5,191,491	84,647,043	5,155,622	76,489,260	5,156,746	73,967,802
観 光 地 区	78,616	1,181,675	78,616	1,214,044	81,330	1,244,537
農業用施設の用に 供する宅地	184,037	486,564	181,940	733,766	181,252	730,988
生産緑地地区内の宅 地	9,809	26,263	10,110	41,116	10,805	43,941
合 計	68,155,586	4,058,281,885	68,200,126	4,021,056,243	68,359,836	4,007,190,087

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(5) 市街化区域農地に関する調

区 分		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		地 積 ㎡	決定価格 千円	地 積 ㎡	決定価格 千円	地 積 ㎡	決定価格 千円
田	特 定 市 農	283,142	9,409,582	266,573	8,240,981	249,368	7,582,235
	上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
畑	特 定 市 農	2,258,482	50,966,986	2,192,786	44,692,524	2,113,456	42,064,362
	上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
計	特 定 市 農	2,541,624	60,376,568	2,459,359	52,933,505	2,362,824	49,646,597
	上 記 以 外	0	0	0	0	0	0

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
地 積	決定価格	地 積	決定価格	地 積	決定価格
㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円
1,775,736	367,462,944	1,796,143	370,530,834	1,803,555	370,542,280
51,483,967	3,260,242,024	51,543,969	3,277,164,337	52,059,460	3,301,510,837
9,713,511	300,683,832	9,779,158	303,008,989	9,955,460	308,954,622
5,168,283	72,100,394	5,184,478	70,689,001	5,201,389	69,941,265
81,330	1,244,538	81,330	1,250,324	92,513	1,422,645
179,199	722,610	177,639	879,967	175,410	868,926
11,189	45,507	11,412	56,923	12,008	59,892
68,413,215	4,002,501,849	68,574,129	4,023,580,375	69,299,795	4,053,300,467

令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
地 積	決定価格	地 積	決定価格	地 積	決定価格
㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円
420,382	10,774,850	395,982	9,344,671	197,975	5,506,434
0	0	0	0	0	0
2,144,186	41,773,169	2,067,509	37,854,155	1,929,534	34,527,275
0	0	0	0	0	0
2,564,568	52,548,019	2,463,491	47,198,826	2,127,509	40,033,709
0	0	0	0	0	0

(6) 家屋に関する調、総括表

区 分		所 有 者 数			棟 数		
		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
		人	人	人	棟	棟	棟
令和 2 年 度		218,168	8,626	209,542	339,523	12,817	326,706
令和 3 年 度		219,162	9,175	209,987	338,732	14,362	324,370
令和 4 年 度		219,915	8,245	211,670	337,943	12,288	325,655
令和 5 年 度		220,617	8,093	212,524	337,143	12,072	325,071
令和 6 年 度		220,777	7,863	212,914	335,920	11,716	324,204
令和 7 年 度		220,767	7,640	213,127	334,689	11,382	323,307
木 造	戸 建 形 式 住 宅				186,246	4,351	181,895
	集 合 形 式 住 宅				4,144	4	4,140
	併 用 住 宅				9,849	398	9,451
	旅 館 ・ ホ テ ル				262	3	259
	事 務 所 ・ 店 舗				4,014	163	3,851
	劇 場 ・ 病 院				211	1	210
	工 場 ・ 倉 庫				4,696	992	3,704
	附 属 家				26,757	4,205	22,552
合 計					236,179	10,117	226,062
非 木 造	事 務 所 ・ 店 舗				10,395	29	10,366
	住 宅 用 建 物				51,416	58	51,358
	病 院 ・ ホ テ ル				726	1	725
	工 場 ・ 倉 庫				14,701	139	14,562
	そ の 他				21,272	1,038	20,234
	合 計				98,510	1,265	97,245

※太字は基準年度

※平成27基準年度より農家住宅は専用住宅へ、公衆浴場は工場・倉庫へ統合。

※令和 6 基準年度より、木造：専用住宅⇒戸建形式住宅、共同住宅・寄宿舍⇒集合形式住宅、旅館・料亭・ホテル⇒旅館・ホテル、事務所・銀行・店舗⇒事務所・店舗に区分名称変更。土蔵は工場・倉庫に統合。

非木造：事務所・店舗・百貨店⇒事務所・店舗、住宅・アパート⇒住宅用建物、工場・倉庫・市場⇒工場・倉庫に区分名称変更。

(注) 1. この調は、固定資産概要調書による。

2. 所有者数欄の数値は、納税義務者数である。

床 面 積			決 定 価 格			
総 数 (イ) m ²	法定免税点 未満のもの (ロ) m ²	法定免税点 以上のもの (ハ) m ²	総 額 (ニ) 千円	法定免税点 未満のもの (ホ) 千円	法定免税点 以上のもの (ヘ) 千円	単位当り 価 格 (ニ)/(イ) 円
45,531,390	512,419	45,018,971	1,657,382,230	746,371	1,656,635,859	36,401
45,613,546	1,411,515	44,202,031	1,622,016,987	41,505,529	1,580,511,458	35,560
45,829,508	493,243	45,336,265	1,666,985,262	862,517	1,666,122,745	36,374
45,994,716	489,719	45,504,997	1,705,231,095	1,276,557	1,703,954,538	37,074
46,099,984	476,792	45,623,192	1,700,512,729	963,088	1,699,549,641	36,887
46,260,594	460,307	45,800,287	1,741,813,317	798,614	1,741,014,703	37,652
17,542,707	263,264	17,279,443	506,963,747	320,735	506,643,012	28,899
902,382	229	902,153	31,365,269	641	31,364,628	34,758
918,363	20,055	898,308	13,916,313	32,955	13,883,358	15,153
31,935	125	31,810	421,891	383	421,508	13,211
302,641	6,939	295,702	9,039,868	45,379	8,994,489	29,870
37,026	21	37,005	1,622,539	18	1,622,521	43,822
320,406	40,616	279,790	1,047,001	37,664	1,009,337	3,268
733,646	99,176	634,470	3,589,626	139,462	3,450,164	4,893
20,789,106	430,425	20,358,681	567,966,254	577,237	567,389,017	27,320
5,205,890	2,170	5,203,720	330,353,795	108,399	330,245,396	63,458
11,502,846	1,646	11,501,200	595,109,054	6,208	595,102,846	51,736
692,824	32	692,792	56,763,515	194	56,763,321	81,931
6,534,871	4,319	6,530,552	157,013,853	16,002	156,997,851	24,027
1,535,057	21,715	1,513,342	34,606,846	90,574	34,516,272	22,544
25,471,488	29,882	25,441,606	1,173,847,063	221,377	1,173,625,686	46,085

(7) 家屋新增築状況

区 分		棟 数	床面積	決定価格	単位当たり価格
		棟	m ²	千円	円
木 造	令 和 2 年 度	2,495	282,935	20,588,128	72,766
	令 和 3 年 度	2,314	261,836	20,504,057	78,309
	令 和 4 年 度	2,430	278,159	21,616,419	77,712
	令 和 5 年 度	2,341	270,203	21,139,194	78,234
	令 和 6 年 度	2,173	237,677	21,070,091	88,650
	令 和 7 年 度	1,891	210,194	18,653,970	88,746
非 木 造	令 和 2 年 度	798	202,004	20,251,135	100,251
	令 和 3 年 度	717	159,055	15,952,548	100,296
	令 和 4 年 度	673	147,403	15,013,094	101,851
	令 和 5 年 度	647	207,624	21,236,524	102,284
	令 和 6 年 度	646	230,634	24,490,529	106,188
	令 和 7 年 度	625	274,641	25,019,781	91,100
合 計	令 和 2 年 度	3,293	484,939	40,839,263	84,215
	令 和 3 年 度	3,031	420,891	36,456,605	86,618
	令 和 4 年 度	3,103	425,562	36,629,513	86,073
	令 和 5 年 度	2,988	477,827	42,375,718	88,684
	令 和 6 年 度	2,819	468,311	45,560,620	97,287
	令 和 7 年 度	2,516	484,835	43,673,751	90,080

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(8) 家屋減少状況

区 分		棟 数	床面積	決定価格	単位当たり価格
		棟	m ²	千円	円
木 造	令 和 2 年 度	3,875	235,434	2,496,680	10,605
	令 和 3 年 度	3,055	186,046	2,072,352	11,139
	令 和 4 年 度	3,116	187,449	2,205,410	11,765
	令 和 5 年 度	3,040	191,880	2,321,949	12,101
	令 和 6 年 度	3,266	196,601	2,230,510	11,345
	令 和 7 年 度	3,063	193,516	2,331,205	12,047
非 木 造	令 和 2 年 度	1,090	181,685	4,062,549	22,360
	令 和 3 年 度	920	168,117	3,255,565	19,365
	令 和 4 年 度	975	173,538	4,661,672	26,863
	令 和 5 年 度	918	153,911	4,446,091	28,887
	令 和 6 年 度	964	173,778	4,289,884	24,686
	令 和 7 年 度	922	147,312	3,128,060	21,234
合 計	令 和 2 年 度	4,965	417,119	6,559,229	15,725
	令 和 3 年 度	3,975	354,163	5,327,917	15,044
	令 和 4 年 度	4,091	360,987	6,867,082	19,023
	令 和 5 年 度	3,958	345,791	6,768,040	19,573
	令 和 6 年 度	4,230	370,379	6,520,394	17,605
	令 和 7 年 度	3,985	340,828	5,459,265	16,018

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(9) 新築住宅等に対する減額状況

区 分		法附則第15条の6 第1項		法附則第15条の6 第2項		法附則第15条の7 第1項		法附則第15条の7 第2項		法附則第15条の8 第1項		法附則第15条の8 第2項	
		対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額
		戸	千円	戸	千円	戸	千円	戸	千円	戸	千円	戸	千円
合 計	令和2年度	6,738	299,798	6,179	215,185	4,989	277,617	1,316	52,345	52	4,044	563	15,204
	令和3年度	6,259	281,883	5,551	190,242	4,980	272,478	1,277	48,985	48	3,891	367	8,899
	令和4年度	5,736	281,746	5,114	180,127	5,039	289,056	721	36,943	10	1,217	359	11,250
	令和5年度	5,500	276,484	4,522	163,546	5,107	301,926	516	28,653	10	1,217	395	13,771
	令和6年度	4,987	257,349	4,644	161,698	5,250	317,906	378	18,220	0	0	218	7,808
	令和7年度	4,291	225,120	4,984	179,275	5,404	340,870	286	17,245	0	0	228	8,117

区 分		法附則第15条の9 第1項		法附則第15条の9 第4, 5項		法附則第15条の9 第9, 10項		法附則第15条の9 の2第4項		法附則第15条の9 の3第1項		計	
		対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額
		戸	千円	戸	千円	戸	千円	戸	千円	戸	千円	戸	千円
合 計	令和2年度	166	1,081	3	41	5	33	0	0	0	0	20,011	865,348
	令和3年度	78	542	3	12	0	0	0	0	0	0	18,563	806,932
	令和4年度	102	585	5	53	1	11	0	0	0	0	17,087	800,988
	令和5年度	107	666	3	33	3	35	0	0	0	0	16,163	786,331
	令和6年度	80	483	2	20	1	10	0	0	0	0	15,560	763,494
	令和7年度	149	1,024	3	43	7	71	1	13	59	1,381	15,412	773,159

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(10) 償却資産に関する調

区 分		納税義務者 人	決定価格 千円	課税標準額 千円
令和2年度		22,224	617,152,766	589,012,041
令和3年度		24,367	603,728,163	566,943,012
令和4年度		24,381	608,498,425	578,883,812
令和5年度		24,229	613,470,110	589,610,582
令和6年度		24,520	622,048,507	602,011,133
令和7年度		24,671	639,289,118	623,882,531
市長が 価格等を 決定したもの	構 築 物		131,443,127	126,683,277
	機 械 及 び 装 置		196,782,153	192,857,679
	船 舶		1,945,966	1,105,727
	航 空 機		270,072	270,072
	車 両 及 び 運 搬 具		8,039,204	7,658,832
	工具、器具及び備品		96,543,991	96,417,660
	小 計		435,024,513	424,993,247
地方税法 第389条関係	総 務 大 臣 配 分	120	203,817,985	198,442,664
	県 知 事 配 分	1	446,620	446,620
	小 計	121	204,264,605	198,889,284

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(11) 国有資産等所在市交付金及び納付金の交付金額等に関する調

(単位：円)

区 分	国有資産	公有資産	交付金額計	納付金額	交納付金額計
令和2年度	22,205,300	273,452,000	295,657,300	—	295,657,300
令和3年度	21,831,800	273,933,900	295,765,700	—	295,765,700
令和4年度	21,821,000	279,552,700	301,373,700	—	301,373,700
令和5年度	21,374,900	277,540,300	298,915,200	—	298,915,200
令和6年度	20,615,500	279,427,300	300,042,800	—	300,042,800
令和7年度	20,492,800	277,010,300	297,503,100	—	297,503,100

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(12) 縦覧帳簿の縦覧及び縦覧期間中の固定資産課税台帳の閲覧状況

年 度	区 分		土 地 件	家 屋 件	償却資産 件	計 件	人 数 人
令 和 2 年 度	葵 区	縦 覧	19	12	—	31	31
		閲 覧	1,149	959	201	2,309	2,032
	駿 河 区	縦 覧	7	4	—	11	11
		閲 覧	498	415	89	1,002	892
	清 水 区	縦 覧	11	9	—	20	19
		閲 覧	1,503	1,307	98	2,908	2,665
令 和 3 年 度	葵 区	縦 覧	22	13	—	35	34
		閲 覧	1,126	984	215	2,325	2,019
	駿 河 区	縦 覧	8	9	—	17	17
		閲 覧	514	458	91	1,063	954
	清 水 区	縦 覧	12	6	—	18	18
		閲 覧	1,671	1,461	107	3,239	2,974
令 和 4 年 度	葵 区	縦 覧	31	23	—	54	50
		閲 覧	1,130	971	184	2,285	1,923
	駿 河 区	縦 覧	4	2	—	6	6
		閲 覧	497	427	92	1,016	934
	清 水 区	縦 覧	8	5	—	13	13
		閲 覧	1,624	1,396	92	3,112	2,880
令 和 5 年 度	葵 区	縦 覧	29	17	—	46	44
		閲 覧	1,247	905	183	2,335	2,110
	駿 河 区	縦 覧	5	3	—	8	7
		閲 覧	552	468	108	1,128	965
	清 水 区	縦 覧	10	5	—	15	15
		閲 覧	1,681	1,455	112	3,248	2,978
令 和 6 年 度	葵 区	縦 覧	27	17	—	44	41
		閲 覧	1,273	1,053	227	2,553	2,312
	駿 河 区	縦 覧	3	4	—	7	7
		閲 覧	548	435	107	1,090	971
	清 水 区	縦 覧	5	3	—	8	8
		閲 覧	1,935	1,619	94	3,648	3,356
令 和 7 年 度	葵 区	縦 覧	18	12	—	30	30
		閲 覧	1,333	1,052	181	2,566	2,265
	駿 河 区	縦 覧	3	2	—	5	5
		閲 覧	477	441	115	1,033	910
	清 水 区	縦 覧	7	3	—	10	10
		閲 覧	1,727	1,545	125	3,397	3,115

※太字は基準年度

(13) 固定資産評価審査委員会審査申出処理状況

(単位：件)

年 度	区 分	処 理 状 況					
		申出件数	却 下	棄 却	認 容	取 下	未決定
令和2年度	土 地	0	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0	0	0	0	0
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
令和3年度	土 地	0	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0	0	0	0	0
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
令和4年度	土 地	1	0	0	0	1	0
	家 屋	0	0	0	0	0	0
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	1	0
令和5年度	土 地	0	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0	0	0	0	0
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
令和6年度	土 地	0	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0	0	0	0	0
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0

※太字は基準年度

3. 都市計画税に関すること

(1) 都市計画税調定額等の推移（現年課税分）

区 分	土 地 円	家 屋 円	計 円	納税義務者 人
令和 2 年度	6,146,769,700	4,564,668,800	10,711,438,500	237,529
令和 3 年度	6,053,926,700	4,331,050,500	10,384,977,200	237,769
令和 4 年度	6,052,810,289	4,598,042,811	10,650,853,100	238,061
令和 5 年度	6,047,717,240	4,695,556,900	10,743,274,140	238,076
令和 6 年度	6,215,725,800	4,837,583,300	11,053,309,100	237,390
葵 区	2,242,262,200	1,726,194,600	3,968,456,800	81,974
駿 河 区	2,242,400,200	1,724,686,700	3,967,086,900	72,366
清 水 区	1,731,063,400	1,386,702,000	3,117,765,400	83,050
そ の 他	0	0	0	0

※太字は基準年度

(注) 毎年度、出納閉鎖日現在の調定額及び納税義務者である。(過年度追徴分を除く。)

4. 諸税に関すること

(1) 軽自動車税種別割調定額等の推移（現年課税分）

区 分		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		
		件数 台	税額 円	件数 台	税額 円	件数 台	税額 円	
原動機付自転車	第一種 一般原付	46,121	92,242,000	43,908	87,816,000	42,169	84,338,000	
	第二種 一般原付	—	—	—	—	—	—	
	第一種 特定原付	—	—	—	—	—	—	
	第二種 乙	3,056	6,112,000	3,006	6,012,000	2,960	5,920,000	
	第二種 甲	10,770	25,848,000	10,927	26,224,800	11,350	27,240,000	
	ミニカ 一	447	1,653,900	450	1,665,000	494	1,827,800	
	計	60,394	125,855,900	58,291	121,717,800	56,973	119,325,800	
軽自動車	二 輪		10,708	38,548,800	10,909	39,272,400	11,049	39,776,400
	三 輪	旧 税 率	0	0	0	0	0	0
		新 税 率	1	3,900	1	3,900	1	3,900
		重 課	11	50,600	9	41,400	9	41,400
		軽 課 (75 %)	0	0	0	0	0	0
		軽 課 (50 %)	0	0	0	0	0	0
		軽 課 (25 %)	0	0	0	0	0	0
		小 計	12	54,500	10	45,300	10	45,300
	四 輪 乗 用	旧 税 率	58,199	419,029,400	50,447	363,208,200	43,393	312,419,400
		新 税 率	36,154	390,459,300	45,073	486,784,500	58,826	635,316,900
		重 課	27,430	353,847,000	28,896	372,753,700	30,958	399,358,200
		軽 課 (75 %)	0	0	0	0	3	8,100
		軽 課 (50 %)	1,520	8,208,000	704	3,801,600	1	3,500
		軽 課 (25 %)	4,739	38,385,900	4,983	40,362,300	0	0
		小 計	128,042	1,209,929,600	130,103	1,266,910,300	133,181	1,347,106,100
	四 輪 貨 物	旧 税 率	13,233	52,472,000	11,201	44,352,000	9,512	37,644,000
		新 税 率	9,582	47,419,200	11,632	57,501,200	13,874	68,591,200
		重 課	12,078	72,076,500	12,256	73,012,500	12,394	73,795,500
		軽 課 (75 %)	0	0	20	20,000	0	0
		軽 課 (50 %)	0	0	0	0	0	0
		軽 課 (25 %)	588	2,200,200	423	1,588,500	0	0
		小 計	35,481	174,167,900	35,532	176,474,200	35,780	180,030,700
	計		174,243	1,422,700,800	176,554	1,482,702,200	180,020	1,566,958,500
農 耕 用		859	2,061,600	871	2,090,400	861	2,066,400	
その他の小型特殊自動車		3,909	23,063,100	3,896	22,986,400	3,889	22,945,100	
二 輪 の 小 型 自 動 車		9,352	56,112,000	9,714	58,284,000	10,103	60,618,000	
合 計		248,757	1,629,793,400	249,326	1,687,780,800	251,846	1,771,913,800	

（注）この表は、市町村税課税状況等の調による。

令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
台	円	台	円	台	円
40,256	80,512,000	38,687	77,374,000	37,368	74,736,000
—	—	—	—	0	0
—	—	84	168,000	141	282,000
2,923	5,846,000	2,884	5,768,000	2,833	5,666,000
11,635	27,924,000	11,944	28,665,600	11,993	28,783,200
500	1,850,000	497	1,838,900	516	1,909,200
55,314	116,132,000	54,096	113,814,500	52,851	111,376,400
11,234	40,442,400	11,326	40,773,600	11,379	40,964,400
0	0	0	0	0	0
1	3,900	2	7,800	2	7,800
9	41,400	10	46,000	10	46,000
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
10	45,300	12	53,800	12	53,800
36,281	261,207,900	29,886	215,152,000	23,618	170,020,700
66,414	717,251,700	74,180	801,097,200	81,453	879,606,600
32,066	413,609,100	32,434	418,299,900	32,822	423,239,300
350	945,000	322	869,400	299	807,300
0	0	0	0	0	0
1	5,200	0	0	0	0
135,112	1,393,018,900	136,822	1,435,418,500	138,192	1,473,673,900
7,652	30,260,000	5,959	23,593,000	4,312	17,059,000
15,844	78,357,200	17,774	87,929,200	19,347	95,698,200
12,507	74,488,500	12,541	74,659,500	12,652	75,367,500
12	13,200	17	17,900	68	81,800
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
36,015	183,118,900	36,291	186,199,600	36,379	188,206,500
182,371	1,616,625,500	184,451	1,662,445,500	185,962	1,702,898,600
848	2,035,200	829	1,989,600	821	1,970,400
3,929	23,181,100	4,005	23,629,500	4,026	23,753,400
10,339	62,034,000	10,625	63,750,000	10,720	64,320,000
252,801	1,820,007,800	254,006	1,865,629,100	254,380	1,904,318,800

(2) 市たばこ税調定額等の推移（現年課税分）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
売渡し本数(千本)	689,892	685,914	705,090	699,308	682,450
前年比(%)	93.2	99.4	102.8	99.2	97.6
税 率	5,692/1,000 *9月30日まで 6,122/1,000 *10月1日から	6,122/1,000 *9月30日まで 6,552/1,000 *10月1日から	6,552/1,000	6,552/1,000	6,552/1,000
(旧3級品)					
調定額(千円)	4,055,171	4,324,039	4,584,962	4,561,312	4,471,411
前年比(%)	96.7	106.6	106.0	99.5	98.0

(注) 平成30年度～令和3年度の調定額には手持品課税分含む。

(3) 鉱産税調定額等の推移（現年課税分）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
石灰石産出量(t)	66,445	69,723	60,816	51,639	53,614
課税標準額(千円)	13,285	13,940	12,157	10,323	10,715
税 率 (%)	1.0(0.7)	同左	同左	同左	同左
調定額(千円)	93	104	85	72	75
前年比(%)	97.9	111.8	81.7	84.7	104.2

(注) 税率欄の() 書きは、一定期間内に採掘された鉱物の価格が200万円以下である場合の税率。

(4) 入湯税調定額等の推移（現年課税分）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入湯客数(人)	150,728	204,018	249,092	257,907	262,671
税 率	150円/1人1日	同左	同左	同左	同左
調定額(千円)	22,609	30,603	37,364	38,686	39,401
前年比(%)	76.0	135.4	122.1	103.5	101.8

(5) 事業所税調定額等の推移（現年課税分）

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
課 税 標 準	資 産 割 ①	5,658,650	5,652,864	5,757,967	5,812,714	5,865,194
	従 業 者 割 ②	288,368,264	284,423,868	297,385,126	301,381,129	307,028,041
税 率	上 記 ①	1 m ² につき 600円	同左	同左	同左	同左
	〃 ②	従業者給与総額の 0.25/100	同左	同左	同左	同左
調 定 額 （ 千 円 ）		4,156,712	4,221,441	4,302,535	4,254,479	4,325,396
前 年 比 （ % ）		100.5	101.6	101.9	98.9	101.7

（注）課税標準額は、市町村税課税状況等の調による。

5. 譲与税等に関すること

(1) 譲与税の推移

区分	年度	予算額	前年比	決算額	前年比
		千円	%	千円	%
地方揮発油 (道路) 譲与税	令和2年度	864,000	96.6	861,757	98.0
	令和3年度	829,000	95.9	891,279	103.4
	令和4年度	864,000	104.2	847,573	95.1
	令和5年度	796,000	92.1	852,961	100.6
	令和6年度	842,000	105.8	838,562	98.3
自動車重量 譲与税	令和2年度	1,059,000	103.1	1,111,558	99.1
	令和3年度	1,044,000	98.6	1,124,816	101.2
	令和4年度	1,123,000	107.6	1,125,380	100.1
	令和5年度	1,069,000	95.2	1,138,017	101.1
	令和6年度	1,186,000	110.9	1,137,323	99.9
森林環境譲与税	令和2年度	213,000	213.0	214,566	212.5
	令和3年度	213,000	100.0	216,026	100.7
	令和4年度	278,000	130.5	283,310	131.1
	令和5年度	281,000	101.1	283,310	100.0
	令和6年度	353,000	125.6	370,452	130.8
特別とん譲与税	令和2年度	138,000	92.0	142,070	88.7
	令和3年度	125,000	90.6	156,207	110.0
	令和4年度	140,000	112.0	140,059	89.7
	令和5年度	149,000	106.4	152,578	108.9
	令和6年度	128,000	85.9	147,730	96.8
石油ガス譲与税	令和2年度	47,000	87.0	47,302	70.1
	令和3年度	34,000	72.3	47,465	100.3
	令和4年度	45,000	132.4	46,295	97.5
	令和5年度	46,000	102.2	44,578	96.3
	令和6年度	38,000	82.6	41,379	92.8

(2) 交付金の推移

区分	年度	予算額 千円	前年比 %	決算額 千円	前年比 %
利子割交付金	令和2年度	102,000	57.0	101,653	98.9
	令和3年度	103,000	101.0	77,425	76.2
	令和4年度	83,000	80.6	54,612	70.5
	令和5年度	63,000	75.9	46,615	85.4
	令和6年度	52,000	82.5	56,615	121.5
配当割交付金	令和2年度	499,000	94.9	433,138	90.8
	令和3年度	478,000	95.8	657,473	151.8
	令和4年度	698,000	146.0	610,165	92.8
	令和5年度	667,000	95.6	721,650	118.3
	令和6年度	956,000	143.3	1,042,427	144.5
株式等譲渡 所得割交付金	令和2年度	334,000	92.5	588,218	183.4
	令和3年度	608,000	182.0	937,408	159.4
	令和4年度	949,000	156.1	620,955	66.2
	令和5年度	894,000	94.2	1,167,470	188.0
	令和6年度	1,394,000	155.9	1,798,149	154.0
分離課税 所得割交付金	令和2年度	114,000	100.0	117,466	99.7
	令和3年度	120,000	105.3	143,499	122.2
	令和4年度	129,000	107.5	124,601	86.8
	令和5年度	122,000	94.6	154,043	123.6
	令和6年度	140,000	114.8	113,847	73.9
法人事業税 交付金	令和2年度	1,051,000	—	1,022,385	—
	令和3年度	1,761,000	167.6	1,818,226	177.8
	令和4年度	1,839,000	104.4	2,080,841	114.4
	令和5年度	1,784,000	97.0	1,960,719	94.2
	令和6年度	2,036,000	114.1	2,254,367	115.0
地方消費税 交付金	令和2年度	15,944,000	120.2	16,032,388	121.6
	令和3年度	17,219,000	108.0	17,435,205	108.7
	令和4年度	16,833,000	97.8	18,139,413	104.0
	令和5年度	17,756,000	105.5	18,009,046	99.3
	令和6年度	17,896,000	100.8	18,818,303	104.5
ゴルフ場利用税 交付金	令和2年度	25,000	96.2	23,478	95.6
	令和3年度	25,000	100.0	24,530	104.5
	令和4年度	27,000	108.0	25,040	102.1
	令和5年度	25,000	92.6	23,950	95.6
	令和6年度	24,000	96.0	23,242	97.0

区分	年度	予算額 千円	前年比 %	決算額 千円	前年比 %
環境性能割 交付金	令和 2 年度	302,000	116.6	344,301	201.2
	令和 3 年度	424,000	140.4	340,213	98.8
	令和 4 年度	528,000	124.5	437,759	128.7
	令和 5 年度	513,000	97.2	500,862	114.4
	令和 6 年度	520,000	101.4	606,184	121.0
軽油引取税 交付金	令和 2 年度	5,556,000	93.9	5,577,456	97.4
	令和 3 年度	5,691,000	102.4	5,761,320	103.3
	令和 4 年度	5,768,000	101.4	5,754,349	99.9
	令和 5 年度	6,135,000	106.4	6,311,930	109.7
	令和 6 年度	6,135,000	100.0	6,210,560	98.4
自動車取得税 交付金	令和 2 年度	—	—	—	—
	令和 3 年度	—	—	—	—
	令和 4 年度	—	—	—	—
	令和 5 年度	—	—	32,696	—
	令和 6 年度	—	—	0	0.0

6. 手数料等に関すること

区 分	予 算 額			決 算 額		
	令和5年度 千円	令和6年度 千円	前年比 %	令和5年度 千円	令和6年度 千円	前年比 %
市 税 督 促 手 数 料	1	1	100.0	0	0	0.0
県民税徴収取扱委託金	1,167,000	1,166,000	99.9	1,166,816	1,174,154	100.6
市税延滞金及び加算金	46,000	62,000	134.8	63,057	63,213	100.2

Ⅲ 徵 収

1. 収納に関すること

(1) 市税滞納処分停止状況（県民税を含む）

区 分	合 計		地方税法第15条の7 第1項第1号該当		地方税法第15条の7 第1項第2号該当		地方税法第15条の7 第1項第3号該当	
			〔 滞納処分をすることが できる財産がないとき 〕		〔 滞納処分をすることによって その生活を著しく窮乏 させるおそれがあるとき 〕		〔 所在及び滞納処分を することができる財産が ともに不明であるとき 〕	
	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円
令和2年度	13,671	301,419,360	10,893	232,395,209	1,651	34,471,325	1,127	34,552,826
令和3年度	12,840	289,107,055	10,436	223,607,224	1,496	27,467,679	908	38,032,152
令和4年度	11,613	240,301,372	9,671	183,059,145	1,101	19,706,983	841	37,535,244
令和5年度	11,635	245,074,556	9,941	202,365,728	708	12,127,792	986	30,581,036
令和6年度	11,971	160,067,621	10,352	134,724,403	617	4,118,150	1,002	21,225,068
現年課税分	878	20,102,396	734	17,603,796	10	73,200	134	2,425,400
滞納繰越分	11,093	139,965,225	9,618	117,120,607	607	4,044,950	868	18,799,668
(令和6年度税目別内訳)								
個人市県民税	8,250	134,633,930	7,126	111,217,089	354	3,595,341	770	19,821,500
現年課税分	582	16,935,869	475	14,588,769	4	58,000	103	2,289,100
普通徴収	530	15,055,069	423	12,707,969	4	58,000	103	2,289,100
特別徴収	52	1,880,800	52	1,880,800	0	0	0	0
滞納繰越分	7,668	117,698,061	6,651	96,628,320	350	3,537,341	667	17,532,400
普通徴収	7,004	96,816,006	6,033	78,324,461	350	3,537,341	621	14,954,204
特別徴収	664	20,882,055	618	18,303,859	0	0	46	2,578,196
法人市民税	95	5,097,875	94	5,097,875	0	0	1	0
現年課税分	5	240,000	5	240,000	0	0	0	0
滞納繰越分	90	4,857,875	89	4,857,875	0	0	1	0
固定資産税（土地家屋）	1,044	15,739,620	778	14,283,043	162	450,109	104	1,006,468
現年課税分	86	1,857,500	74	1,827,300	0	0	12	30,200
滞納繰越分	958	13,882,120	704	12,455,743	162	450,109	92	976,268
固定資産税（償却資産）	36	413,200	36	413,200	0	0	0	0
現年課税分	5	110,900	5	110,900	0	0	0	0
滞納繰越分	31	302,300	31	302,300	0	0	0	0
軽自動車税	2,546	4,182,996	2,318	3,713,196	101	72,700	127	397,100
現年課税分	200	958,127	175	836,827	6	15,200	19	106,100
滞納繰越分	2,346	3,224,869	2,143	2,876,369	95	57,500	108	291,000
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1. 出納閉鎖日現在の総計である。

2. 固定資産税（土地家屋）は、都市計画税を含む。

(2) 不納欠損処理状況

区 分	合 計		地方税法第15条の7 第4項該当		地方税法第15条の7 第5項該当		地方税法第18条 第1項該当			
			〔 処 分 停 止 後 3年を経過したもの 〕		〔 処分停止後納税義務を 直ちに消滅させたもの 〕		〔 処 分 停 止 中 の 時効完成によるもの 〕		〔 時効完成によるもの 〕	
	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円	件 数 件	税 額 円	件 数 件	税 額 円
令和2年度	7,703	155,717,287	1,181	29,708,125	4,049	89,072,510	634	11,592,629	1,839	25,344,023
令和3年度	6,830	159,442,425	1,305	40,865,688	3,592	81,472,417	489	8,490,685	1,444	28,613,635
令和4年度	6,075	144,404,780	902	18,792,362	3,525	96,504,313	515	9,386,020	1,133	19,722,084
令和5年度	5,166	134,124,065	1,073	20,428,666	2,885	88,634,292	326	6,321,219	882	18,739,888
令和6年度	4,326	103,873,829	782	22,459,534	2,542	61,034,459	295	5,193,220	707	15,186,616
現年課税分	327	7,202,353	0	0	327	7,202,353	0	0	0	0
滞納繰越分	3,999	96,671,476	782	22,459,534	2,215	53,832,106	295	5,193,220	707	15,186,616
(令和6年度税目別内訳)										
個人市民税	2,816	75,051,287	517	17,636,289	1,939	50,402,290	192	3,777,920	168	3,234,788
現年課税分	233	5,828,483	0	0	233	5,828,483	0	0	0	0
滞納繰越分	2,583	69,222,804	517	17,636,289	1,706	44,573,807	192	3,777,920	168	3,234,788
法人市民税	30	2,910,005	0	0	29	2,860,005	0	0	1	50,000
現年課税分	1	54,100	0	0	1	54,100	0	0	0	0
滞納繰越分	29	2,855,905	0	0	28	2,805,905	0	0	1	50,000
固定資産税	973	18,518,265	146	3,376,280	293	4,868,190	41	871,990	493	9,401,805
現年課税分	65	949,857	0	0	65	949,857	0	0	0	0
滞納繰越分	908	17,568,408	146	3,376,280	228	3,918,333	41	871,990	493	9,401,805
軽自動車税	507	3,111,491	119	674,855	281	1,814,636	62	348,200	45	273,800
現年課税分	28	145,000	0	0	28	145,000	0	0	0	0
滞納繰越分	479	2,966,491	119	674,855	253	1,669,636	62	348,200	45	273,800
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画税	703	4,282,781	123	772,110	106	1,089,338	35	195,110	439	2,226,223
現年課税分	65	224,913	0	0	65	224,913	0	0	0	0
滞納繰越分	638	4,057,868	123	772,110	41	864,425	35	195,110	439	2,226,223

(注) 1. 出納閉鎖日現在の総計である。
2. 件数の計には都市計画税を含まない。

(3) 財産差押処分等執行状況（県民税を含む）

区 分	当 該 年 度 差 押 執 行 数							
	動 産		不動産		債権等		合 計	
	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円
令和 2 年度	0	0	18	10,203,576	1,799	212,493,755	1,817	222,697,331
令和 3 年度	11	17,874,248	24	24,534,500	1,985	306,945,533	2,020	349,354,281
令和 4 年度	15	7,539,504	15	8,565,449	2,460	332,344,388	2,490	348,449,341
令和 5 年度	20	136,156,183	14	93,715,747	3,557	380,251,504	3,591	610,123,434
令和 6 年度	21	162,630,513	15	21,650,201	4,009	452,470,894	4,045	636,751,608

2. 口座振替納付状況に関すること

税 目	年度	調定(イ)		口座振替依頼分(ロ)		口座振替収納分(ハ)	
		税 額 円	件 数 件	税 額 円	件 数 件	税 額 円	件 数 件
市 民 税 県 民 税	令和 2 年度	14,860,143,000	308,325	6,920,562,988	101,395	6,737,499,388	98,840
	令和 3 年度	15,101,885,600	291,315	7,380,795,100	95,322	7,183,056,300	92,826
	令和 4 年度	15,172,688,100	298,971	6,881,554,808	95,812	6,659,284,908	93,400
	令和 5 年度	16,063,493,600	300,590	7,757,859,686	95,292	7,573,031,886	92,785
	令和 6 年度	16,649,567,700	273,949	8,440,662,200	85,821	8,194,105,200	83,497
固定資産税 都市計画税	令和 2 年度	64,362,128,800	1,107,187	39,097,551,800	678,817	38,490,550,500	668,222
	令和 3 年度	62,134,689,300	1,103,586	38,178,310,900	674,111	37,672,703,900	664,418
	令和 4 年度	63,959,685,800	1,107,677	39,283,276,500	670,573	38,728,071,600	660,546
	令和 5 年度	64,609,477,800	1,106,982	41,118,859,700	665,602	40,548,409,600	655,545
	令和 6 年度	64,811,178,600	1,104,218	41,786,520,000	658,848	41,273,188,900	649,262
軽自動車税	令和 2 年度	1,631,251,400	249,052	178,861,100	29,889	173,560,100	29,083
	令和 3 年度	1,687,600,500	249,328	178,539,500	28,893	173,140,000	28,112
	令和 4 年度	1,752,910,500	249,731	178,172,700	27,964	173,084,400	27,246
	令和 5 年度	1,799,897,500	250,597	176,202,300	27,048	171,808,900	26,417
	令和 6 年度	1,861,854,900	253,390	178,175,500	26,710	173,148,400	26,038
計	令和 2 年度	80,853,523,200	1,664,564	46,196,975,888	810,101	45,401,609,988	796,145
	令和 3 年度	78,924,175,400	1,644,229	45,737,645,500	798,326	45,028,900,200	785,356
	令和 4 年度	80,885,284,400	1,656,379	46,343,004,008	794,349	45,560,440,908	781,192
	令和 5 年度	82,472,868,900	1,658,169	49,052,921,686	787,942	48,293,250,386	774,747
	令和 6 年度	83,322,601,200	1,631,557	50,405,357,700	771,379	49,640,442,500	758,797

口座振替不能分(ニ)		依頼分(ロ)/(イ)		収納分(ハ)/(イ)		不能分(ニ)/(ロ)		(ロ)依頼分
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	件数構成比
円	件	%	%	%	%	%	%	%
183,063,600	2,555	46.6	32.9	45.3	32.1	2.6	2.5	12.5
197,738,800	2,496	48.9	32.7	47.6	31.9	2.7	2.6	11.9
222,269,900	2,412	45.4	32.0	43.9	31.2	3.2	2.5	12.1
184,827,800	2,507	48.3	31.7	47.1	30.9	2.4	2.6	12.1
246,557,000	2,324	50.7	31.3	49.2	30.5	2.9	2.7	11.1
607,001,300	10,595	60.7	61.3	59.8	60.4	1.6	1.6	83.8
505,607,000	9,693	61.4	61.1	60.6	60.2	1.3	1.4	84.4
555,204,900	10,027	61.4	60.5	60.6	59.6	1.4	1.5	84.4
427,017,100	7,584	63.6	60.1	62.8	59.2	1.0	1.1	84.5
513,298,100	9,585	64.5	59.7	63.7	58.8	1.2	1.5	85.4
5,301,000	806	11.0	12.0	10.6	11.7	3.0	2.7	3.7
5,399,500	781	10.6	11.6	10.3	11.3	3.0	2.7	3.6
5,088,300	718	10.2	11.2	9.9	10.9	2.9	2.6	3.5
4,393,400	631	9.8	10.8	9.5	10.5	2.5	2.3	3.4
5,027,100	672	9.6	10.5	9.3	10.3	2.8	2.5	3.5
795,365,900	13,956	57.1	48.7	56.2	47.8	1.7	1.7	100.0
708,745,300	12,970	58.0	48.6	57.1	47.8	1.5	1.6	99.9
782,563,100	13,157	57.3	48.0	56.3	47.2	1.7	1.7	100.0
616,238,300	10,722	59.5	47.5	58.6	46.7	1.3	1.4	100.0
764,882,200	12,581	60.5	47.3	59.6	46.5	1.5	1.6	100.0

3. 納期内収入に関すること

区 分	調定額		納期内収入額		調定対比		口座振替納付額 納期内収入対比	
	税 額 円	件 数 件	税 額 円	件 数 件	税 額 %	件 数 %	税 額 %	件 数 %
令和 2 年度	80,853,523,200	1,664,564	72,815,926,528	1,426,486	90.1	85.7	62.0	56.7
令和 3 年度	78,924,175,400	1,644,229	71,765,818,047	1,423,869	90.9	86.6	62.7	55.2
令和 4 年度	80,885,284,400	1,656,379	73,582,684,945	1,431,832	91.0	86.4	61.9	54.6
令和 5 年度	82,472,868,900	1,658,169	75,251,874,298	1,438,344	91.2	86.7	64.2	53.9
令和 6 年度	83,322,601,200	1,631,557	76,438,398,969	1,422,845	91.7	87.2	64.9	53.3

(注) 税目：軽自動車税、固定資産税・都市計画税、市県民税（普通徴収）

Ⅳ そ の 他

1. 税務関係証明書等発行状況

区分	証 明				固定資産 評価通知書	車 検 用 軽 自 証 明	公簿・図面 等の閲覧	地 籍 図 の 複 写	合 計	手数料 円
	納 税 件	課 税 件	固定資産 件	計 件						
令和 2 年度	(12)	(366)	(609)	(987)	(12,766)	(19,676)	(0)	(195)	(33,624)	38,805,400
	17,021	67,828	54,416	139,265	—	—	15	641	139,921	
令和 3 年度	(7)	(446)	(752)	(1,205)	(10,780)	(21,080)	(0)	(134)	(33,199)	39,741,400
	20,117	67,333	54,703	142,153	—	—	2	583	142,738	
令和 4 年度	(8)	(487)	(823)	(1,318)	(6,169)	(18,368)	(0)	(153)	(26,008)	38,563,300
	20,986	65,548	51,056	137,590	—	—	3	687	138,280	
令和 5 年度	(12)	(411)	(677)	(1,100)	(6,431)	(6,553)	(0)	(160)	(14,244)	35,125,000
	21,835	58,699	50,175	130,709	—	—	2	604	131,315	
令和 6 年度	(5)	(387)	(724)	(1,116)	(6,633)	(4,574)	(0)	(33)	(12,356)	35,040,200
	19,470	56,375	48,060	123,905	—	—	0	455	124,360	

※ () 内は手数料を徴収しなかった件数

2. 令和6年度還付金処理状況

区分	税 目	還付通知税額 円	件数 件	還付済税額 円	件数 件	還付未済税額 円	件数 件	還付加算金額 円	件数 件
歳入	個人市県民税	364,976,935	27,734	320,773,768	25,630	44,203,167	2,104		
	法人市民税	324,608,825	2,192	302,983,432	1,944	21,625,393	248		
	固定資産税及び都市計画税	74,743,757	2,501	61,758,869	1,998	12,984,888	503		
	軽自動車税	3,941,821	582	3,098,724	440	843,097	142		
	市たばこ税	44,552	2	0	0	44,552	2		
	鉱産税	100	1	100	1	0	0		
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0		
	入湯税	93,450	14	93,300	13	150	1		
	事業所税	5,660,400	20	4,191,500	18	1,468,900	2		
	計	774,069,840	33,046	692,899,693	30,044	81,170,147	3,002		
歳出	個人市県民税	152,779,637	13,277	132,693,872	11,174	20,085,765	2,103	138,300	93
	法人市民税	158,203,750	1,653	152,857,450	1,547	5,346,300	106	760,900	222
	固定資産税及び都市計画税	43,976,300	1,510	37,209,600	1,143	6,766,700	367	393,700	44
	軽自動車税	1,330,734	247	715,444	115	615,290	132	0	0
	市たばこ税	43,162	8	0	0	43,162	8	0	0
	鉱産税	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所税	12,940	4	12,700	1	240	3	0	0
	補填金	7,519,600	20	7,519,600	20	0	0	2,626,347	20
	配当割額等	102,656,934	3,403	98,508,284	3,228	4,148,650	175	18,200	5
	計	466,523,057	20,122	429,516,950	17,228	37,006,107	2,894	3,937,447	384
合計	個人市県民税	517,756,572	41,011	453,467,640	36,804	64,288,932	4,207	138,300	93
	法人市民税	482,812,575	3,845	455,840,882	3,491	26,971,693	354	760,900	222
	固定資産税及び都市計画税	118,720,057	4,011	98,968,469	3,141	19,751,588	870	393,700	44
	軽自動車税	5,272,555	829	3,814,168	555	1,458,387	274	0	0
	市たばこ税	87,714	10	0	0	87,714	10	0	0
	鉱産税	100	1	100	1	0	0	0	0
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	93,450	14	93,300	13	150	1	0	0
	事業所税	5,673,340	24	4,204,200	19	1,469,140	5	0	0
	補填金	7,519,600	20	7,519,600	20	0	0	2,626,347	20
	配当割額等	102,656,934	3,403	98,508,284	3,228	4,148,650	175	18,200	5
	計	1,240,592,897	53,168	1,122,416,643	47,272	118,176,254	5,896	3,937,447	384

(注) 1. 補填金(固定資産税等)の還付加算金欄は、還付利息相当額を計上している。

2. 配当割額等とは、個人の市民税の所得割の納税義務者の所得割の額から控除しきれなかった配当割額及び株式等譲渡所得割額のうち、当該納税義務者に還付又は充当したものの合計額である。

3. 令和6年度還付未済額調（歳入）

科 目	還付未済額 円	件 数 件	1 件あたり 円	令和5年度還付未済額 円
市 民 税	78,259,374	2,625	29,813	65,440,750
個 人	35,055,481	2,104	16,661	20,798,400
現 年 課 税 分	33,815,500	2,031	16,650	20,169,050
滞 納 繰 越 分	1,239,981	73	16,986	629,350
法 人	43,203,893	521	82,925	44,642,350
現 年 課 税 分	43,166,193	516	83,655	44,470,150
滞 納 繰 越 分	37,700	5	7,540	172,200
固 定 資 産 税	10,768,705	503	21,409	11,211,855
現 年 課 税 分	8,877,151	452	19,640	10,355,194
滞 納 繰 越 分	1,891,554	51	37,089	856,661
軽 自 動 車 税	843,097	142	5,937	503,190
現 年 課 税 分	779,997	131	5,954	489,990
滞 納 繰 越 分	63,100	11	5,736	13,200
市 た ば こ 税	44,552	2	22,276	42,588
現 年 課 税 分	44,552	2	22,276	42,588
滞 納 繰 越 分	0	0	—	0
鉱 産 税	0	0	—	0
現 年 課 税 分	0	0	—	0
滞 納 繰 越 分	0	0	—	0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	—	0
現 年 課 税 分	0	0	—	0
滞 納 繰 越 分	0	0	—	0
入 湯 税	150	1	150	0
現 年 課 税 分	150	1	150	0
滞 納 繰 越 分	0	0	—	0
事 業 所 税	1,468,900	2	734,450	100
現 年 課 税 分	1,468,900	2	734,450	100
滞 納 繰 越 分	0	0	—	0
都 市 計 画 税	2,216,183	468	4,735	2,561,845
現 年 課 税 分	1,774,137	419	4,234	2,371,406
滞 納 繰 越 分	442,046	49	9,021	190,439
市 税 合 計	93,600,961	3,275	28,580	79,760,328
現 年 課 税 分	89,926,580	3,135	28,685	77,898,478
滞 納 繰 越 分	3,674,381	140	26,246	1,861,850

（注）件数の計は、都市計画税の件数を含まない。

4. 市税に関する不服申立ての状況

区 分				要 処 理 件 数			処 理	
				前 年 度 より繰越	本 年 度 生 産	計	却 下	棄 却
令和2年度	賦課	市 民 税	個 人 分	0	0	0	0	0
			法 人 分	0	0	0	0	0
		固 定 資 産 税		2	2	4	1	0
		そ の 他 の 税		0	0	0	0	0
	徴収	滞 納 処 分		0	0	0	0	0
		そ の 他		1	0	1	0	0
	合 計			3	2	5	1	0
令和3年度	賦課	市 民 税	個 人 分	0	0	0	0	0
			法 人 分	0	0	0	0	0
		固 定 資 産 税		2	1	3	0	1
		そ の 他 の 税		0	0	0	0	0
	徴収	滞 納 処 分		0	0	0	0	0
		そ の 他		0	0	0	0	0
	合 計			2	1	3	0	1
令和4年度	賦課	市 民 税	個 人 分	0	0	0	0	0
			法 人 分	0	0	0	0	0
		固 定 資 産 税		2	1	3	0	2
		そ の 他 の 税		0	0	0	0	0
	徴収	滞 納 処 分		0	0	0	0	0
		そ の 他		0	0	0	0	0
	合 計			2	1	3	0	2
令和5年度	賦課	市 民 税	個 人 分	0	0	0	0	0
			法 人 分	0	0	0	0	0
		固 定 資 産 税		1	0	1	1	0
		そ の 他 の 税		0	0	0	0	0
	徴収	滞 納 処 分		0	0	0	0	0
		そ の 他		0	0	0	0	0
	合 計			1	0	1	1	0
令和6年度	賦課	市 民 税	個 人 分	0	0	0	0	0
			法 人 分	0	0	0	0	0
		固 定 資 産 税		0	1	1	0	1
		そ の 他 の 税		0	0	0	0	0
	徴収	滞 納 処 分		0	0	0	0	0
		そ の 他		0	1	1	1	0
	合 計			0	2	2	1	1

(注) この表は、市町村税課税状況等の調による。

(単位：件)

件数				翌年度 への繰越
一部取消	全部取消	取 下	計	計
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	1	2	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	1	0	1	0
0	1	1	3	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	1	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	1	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	2	1
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	1	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	1	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	1	0
0	0	0	2	0

5. 静岡市手数料条例（抄）

（手数料の額及び徴収）

第2条 市長は、次の各号に掲げる手数料の種類に応じ、当該各号に定める額の手数を申請の際又は当該申請に係る役務の提供の際に申請者から徴収する。

（1）証明関係等手数料 別表第1に定める額

別表第1（第2条関係）

区 分	手 数 料 の 額	備 考
納税又は課税に関する証明	1 税目 1 年度分につき 300円	
地方税法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧	1 件につき 300円	地方税法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧、同法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明及び土地、建物又は償却資産に関する証明にあっては、1 個人又は1 法人、1 年度につき、土地は1 筆を、建物は1 棟を、償却資産は種別をもってそれぞれ1 件とし、1 件増すごとに100円を加算する。
地方税法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明	1 件につき 300円	
土地、建物又は償却資産に関する証明	1 件につき 300円	
名寄帳等の複写	1 件につき 300円	名寄帳の複写にあっては、1 納税義務者につき、1 件とする。ただし、一の請求により複数の区にわたり同一の納税義務者の名寄帳を複写する場合には、これを1 件とみなす。
地籍図の複写	日本産業規格A列 3 番 1 枚につき 300円	
住宅用家屋証明申請	1 件につき 1, 300円	
その他公簿の閲覧	1 冊につき 300円	
その他の証明	1 件につき 300円	

2 2人以上にわたる証明事項を1通に記載したものの手数料は、これを1人ごとに各別とみなして計算する。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には手数料を徴しない。

- （2）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2の規定による軽自動車税種別割の納税証明書の請求があったとき。
- （3）地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において固定資産課税台帳を納税義務者の閲覧に供するとき。
- （4）前号に規定する閲覧に代えて名寄帳の複写を交付するとき。

（手数料の減額又は免除）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者から請求があったとき。
- （2）官公署から請求があったとき。
- （3）前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

附則

（民間端末機による証明の場合の手数料の特例）

6 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機をいう。）を使用して証明を受ける場合における別表第1証明関係等手数料の表の規定の適用については、同表納税又は課税に関する証明の項中「300円」とあるのは「200円」と（中略）する。

6. 税率等（令和7年度）

区 分		課税客体	納税義務者	賦課期日
市民税	個人	・ 区内に住所を有する個人（均等割、所得割） ・ 区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者（均等割）		1月1日
	法人	・ 区内に事務所又は事業所を有する法人（均等割、法人税割） ・ 区内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、区内に事務所又は事業所を有しないもの（均等割） ・ 区内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、収益事業をおこなうもの（均等割・法人税割） ・ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、区内に事務所又は事業所を有するもの（法人税割）		
固定資産税		固定資産 土地 家屋 償却資産（構築物、機械及び装置、船舶、航空機、運搬具、工具、器具及び備品）	固定資産の所有者	1月1日

課税標準及び税率	申告期限	納 期
所得割 課税総所得金額の100分の8 均等割 3,000円 ※森林環境税（国税）年額1,000円を併せて課税	市民税の申告書又は 所得税の確定申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日 異動届出書 ・4月15日 ・徴収する義務がな くなる事由が発生 した月の翌月10日	普通徴収 第1期 6月15日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 翌年1月1日 ～1月31日 特別徴収 7月から翌年6月まで 毎月10日
法人税割 法人税額の100分の6.0 均等割 ・資本金等の額が50億円を超える法人で 区内の従業者数の合計が50人を超えるもの ・資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人を超えるもの ・資本金等の額が10億円を超える法人で 区内の従業者数の合計が50人以下であるもの ・資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人を超えるもの ・資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人以下であるもの ・資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人を超えるもの ・資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人以下であるもの ・資本金等の額が1,000万円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人を超えるもの ・上記に掲げる法人以外の法人等	確定申告 事業年度終了の翌日から原則として2月以内 中間申告 事業年度開始の日以後6月を経過した日から 2月以内	
課税標準額の100分の1.4 免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	償却資産の申告 1月31日	第1期 4月15日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月31日 第4期 翌年2月1日 ～同月末日

区 分	課税客体	納税義務者	賦課期日
軽自動車税 種別割	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車	軽自動車等の所有者 (所有権が留保されてい る場合は使用者)	4 月 1 日

課税標準及び税率					申告期限	納 期																																			
原動機付自転車					取得申告 所有者等となった 日から15日以内 廃車申告 所有者等でなく なった日から30日 以内	普通徴収 5月15日～5月31日																																			
総排気量	0.05ℓ以下又は0.6Kw以下	年額	2,000円																																						
又は	0.09ℓ以下又は0.8Kw以下	年額	2,000円																																						
定格出力	0.125ℓ以下かつ最高出力4.0Kw以下	年額	2,000円																																						
	0.125ℓ以下又は1.0Kw以下	年額	2,400円																																						
	ミニカー0.05ℓ以下又は0.6Kw以下	年額	3,700円																																						
軽自動車																																									
2輪のもの（側車付のものを含む。）																																									
	0.125ℓ超～0.250ℓ以下	年額	3,600円																																						
3輪及び4輪 0.660ℓ以下																																									
<table><tr><th colspan="3" rowspan="3">車種</th><th colspan="3">税率（年額）</th></tr><tr><th colspan="3">最初の新規検査（新車登録）の時期</th></tr><tr><th>①H27.4.1以降</th><th>②新車登録から13年を経過</th><th>①と②以外</th></tr><tr><td colspan="3">3輪</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td><td>3,100円</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td><td>7,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td><td>4,000円</td></tr></table>					車種			税率（年額）			最初の新規検査（新車登録）の時期			①H27.4.1以降	②新車登録から13年を経過	①と②以外	3輪			3,900円	4,600円	3,100円	4輪以上	乗用	営業用	6,900円	8,200円	5,500円	自家用	10,800円	12,900円	7,200円	貨物	営業用	3,800円	4,500円	3,000円	自家用	5,000円	6,000円	4,000円
車種			税率（年額）																																						
			最初の新規検査（新車登録）の時期																																						
			①H27.4.1以降	②新車登録から13年を経過	①と②以外																																				
3輪			3,900円	4,600円	3,100円																																				
4輪以上	乗用	営業用	6,900円	8,200円	5,500円																																				
		自家用	10,800円	12,900円	7,200円																																				
	貨物	営業用	3,800円	4,500円	3,000円																																				
		自家用	5,000円	6,000円	4,000円																																				
小型特殊自動車																																									
農耕作業用のもの					年額	2,400円																																			
その他のもの					年額	5,900円																																			
2輪の小型自動車 0.250ℓ超					年額	6,000円																																			
【グリーン化特例（軽課）】																																									
一定の環境性能を有し、令和6年度に最初の新規検査を受けた車両は、令和7年度に限り、軽課税率が適用される。																																									
<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">車種</th><th colspan="3">税率（年額）</th></tr><tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th></tr><tr><td colspan="3">3輪</td><td>1,000円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>					車種			税率（年額）			I	II	III	3輪			1,000円	—	—	4輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	—	—	貨物	営業用	1,000円	—	—	自家用	1,300円	—	—			
車種			税率（年額）																																						
			I	II	III																																				
3輪			1,000円	—	—																																				
4輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																				
		自家用	2,700円	—	—																																				
	貨物	営業用	1,000円	—	—																																				
		自家用	1,300円	—	—																																				
I…電気軽自動車または天然ガス軽自動車																																									
(天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準値から窒素酸化物10%低減達成のものに限る。)																																									
II・III…揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする営業用乗用車で、平成30年排出ガス基準値から窒素酸化物50%低減達成または平成17年排出ガス基準値から窒素酸化物75%低減達成した軽自動車のうち、次の要件に該当するもの。																																									
II：令和12年度燃費基準90%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成車																																									
III：令和12年度燃費基準70%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成車																																									

区 分	課税客体	納税義務者	賦課期日
軽自動車税 環境性能割	3 輪以上の軽自動車	3 輪以上の軽自動車の 取得者	
市たばこ税	売り渡した製造たばこ	卸売販売業者等	
鉱産税	鉱物の掘採の事業に係る鉱物	鉱業者	鉱物を掘採したとき
特別土地保有税	賦課期日前10年以内に取得された土地又は 賦課期日前 1 年以内の土地の取得 ※平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行われ ない。	土地の所有者又は取得者	土地の所有者 1 月 1 日 土地の取得 1 月 1 日及び 7 月 1 日
入湯税	鉱泉浴場における入湯行為 ※13歳未満の者、修学旅行など学校行事に参加する 者及び日帰りで入湯する者は課税免除。	入湯客	
事業所税	事業所等において法人又は個人が行う事業	事業所等において事業を 行う者	
都市計画税	市街化区域内の土地、家屋	土地、家屋の所有者	1 月 1 日
固定資産等所在 市町村交付金	国、地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等	国、地方公共団体	前年の 3 月 31 日

課税標準及び税率				申告期限		納 期																																																					
課税標準 軽自動車の取得価格 税率 燃費基準達成度等に応じて決定				申告納付 1 車両番号の指定の時 2 1以外で自動車検査証の記入を受けるべき事由があった日から15日以内 3 1、2以外で3輪以上の軽自動車の取得の日から15日以内 (当分の間、賦課徴収については、静岡県が自動車税環境性能割の賦課徴収の例により行う。)																																																							
<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td colspan="3">電気自動車 天然ガス自動車 ※1</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="6">リ ン ガ ソ ン ガ ソ ン ハ ン ド 自 動 車 ※2</td><td>乗用</td><td>R 12年度燃費基準80%達成かつR 2年度燃費基準達成</td><td rowspan="2">1.0%</td><td rowspan="2">0.5%</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>貨物</td><td>R 4年度燃費基準105%達成</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>乗用</td><td>R 12年度燃費基準75%達成かつR 2年度燃費基準達成</td><td rowspan="2">2.0%</td><td rowspan="2">1.0%</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>貨物</td><td>R 4年度燃費基準達成</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>乗用</td><td>R 12年度燃費基準70%達成かつR 2年度燃費基準達成</td><td rowspan="2">2.0%</td><td rowspan="2">2.0%</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>貨物</td><td>R 4年度燃費基準95%達成</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="3">上記以外</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>				区分			税率		自家用	営業用	電気自動車 天然ガス自動車 ※1			非課税	非課税			リ ン ガ ソ ン ガ ソ ン ハ ン ド 自 動 車 ※2	乗用	R 12年度燃費基準80%達成かつR 2年度燃費基準達成	1.0%	0.5%			貨物	R 4年度燃費基準105%達成			乗用	R 12年度燃費基準75%達成かつR 2年度燃費基準達成	2.0%	1.0%			貨物	R 4年度燃費基準達成			乗用	R 12年度燃費基準70%達成かつR 2年度燃費基準達成	2.0%	2.0%			貨物	R 4年度燃費基準95%達成			上記以外										
区分			税率																																																								
			自家用	営業用																																																							
電気自動車 天然ガス自動車 ※1			非課税	非課税																																																							
リ ン ガ ソ ン ガ ソ ン ハ ン ド 自 動 車 ※2	乗用	R 12年度燃費基準80%達成かつR 2年度燃費基準達成			1.0%	0.5%																																																					
	貨物	R 4年度燃費基準105%達成																																																									
	乗用	R 12年度燃費基準75%達成かつR 2年度燃費基準達成	2.0%	1.0%																																																							
	貨物	R 4年度燃費基準達成																																																									
	乗用	R 12年度燃費基準70%達成かつR 2年度燃費基準達成	2.0%	2.0%																																																							
	貨物	R 4年度燃費基準95%達成																																																									
上記以外																																																											
※1 H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減のものに限る。 ※2 H30年排出ガス基準50%低減又はH17年排出ガス基準75%低減のものに限る。																																																											
1,000本につき 6,552円				当月の売渡し分につき翌月末日までに申告納付																																																							
鉱物の価格の100分の1 (鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合 100分の0.7)				当月の掘採分につき翌月末日までに申告納付																																																							
課税標準 土地の取得価額 税率 土地の保有に対して100分の1.4 土地の取得に対して100分の3 免税点 2,000㎡未満				申告納付のため 納期と同じ		土地の保有に係るもの 5月31日 土地の取得に係るもの 2月末日又は8月31日																																																					
1人1日 150円				当月の入湯分につき翌月15日までに特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者等）が申告納入																																																							
資産割 課税標準の算定期間の末日における事業所床面積 1㎡につき600円 免税点 事業所床面積1,000㎡以下 従業者割 課税標準の算定期間中に事業所等の従業者に対して支払われた従業者給与総額の100分の0.25 免税点 事業所等の従業者数の合計数が100人以下				申告納付 法人 事業年度終了から2月以内 個人 翌年3月15日まで																																																							
課税標準額の100分の0.3 免税点 固定資産税が免税点となるもの				固定資産税と同じ (固定資産税と併せて賦課徴収)																																																							
算定標準額（法で特別の定めのあるものを除き、前年の3月31日現在において				台帳価格等の通知		交付の時期																																																					

7. 税率の変遷（平成11年度以降）

区 分		平成11～14年度	平成15～18年度
市民税	個人	[均等割] 2,500円 [所得割] 課税所得金額 200万円以下 3/100 200万円超 8/100 700万円超 10/100	[均等割] 同左 [所得割] 同左
	法人	[均等割] 資本金等の額 50億円超 3,000,000円 従業者数 50人超 410,000円 従業者数 50人以下 資本金等の額 10億円超50億円以下 従業者数 50人超 1,750,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者数 50人超 400,000円 従業者数 50人以下 160,000円 資本金等の額 1000万円超1億円以下 従業者数 50人超 150,000円 従業者数 50人以下 130,000円 資本金等の額 1,000万円以下 従業者数 50人超 120,000円 上記に掲げる法人以外の法人等 50,000円 [法人税割] 12.3/100	[均等割] 同左 [法人税割] 同左
固定資産税		1.4/100	同左
軽自動車税		原動機付自転車 総排気量 0.05ℓ以下 1,000円 0.05ℓ超～0.09ℓ以下 1,200円 0.09ℓ超 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車及び小型特殊自動車 2輪（側車付きを含む。）、雪上車 2,400円 3輪 3,100円 4輪以上 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	同左
市たばこ税		1,000本につき 2,434円 2,668円（平成11年5月1日から）	1,000本につき 2,668円 2,977円（平成15年7月1日から） 3,298円（平成18年7月1日から）
	旧3級品	1,000本につき 1,155円 1,266円（平成11年5月1日から）	1,000本につき 1,266円 1,412円（平成15年7月1日から） 1,564円（平成18年7月1日から）
入湯税		1人1日 150円	同左
鉱産税		鉱物の価格 200万円以下 0.7/100 200万円超 1/100	同左
特別土地保有税		保有 1.4/100 取得 3/100	同左
事業所税		資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100 新增設 6,000円/㎡	資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100 新增設 廃止
都市計画税		0.3/100	同左

（注）平成14年度以前の年度分については、合併前の旧静岡市の税率を記載している。

区 分		平成19～25年度	平成26～27年度
市民税	個人	〔均等割〕 3,000円 〔所得割〕 6/100	〔均等割〕 3,500円 〔所得割〕 同左
	法人	〔均等割〕 資本金等の額 50億円超 従業者数 50人超 3,000,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 10億円超50億円以下 従業者数 50人超 1,750,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者数 50人超 400,000円 従業者数 50人以下 160,000円 資本金等の額 1000万円超1億円以下 従業者数 50人超 150,000円 従業者数 50人以下 130,000円 資本金等の額 1,000万円以下 従業者数 50人超 120,000円 上記に掲げる法人以外の法人等 50,000円 〔法人税割〕 12.3/100	〔均等割〕 同左 〔法人税割〕 12.3/100 9.7/100（平成26年10月1日以降に開始する事業年度から）
固定資産税		1.4/100	同左
軽自動車税		原動機付自転車 総排気量 0.05ℓ以下 1,000円 0.05ℓ超～0.09ℓ以下 1,200円 0.09ℓ超 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車及び小型特殊自動車 2輪（側車付きを含む。）、雪上車 2,400円 3輪 3,100円 4輪以上 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	同左
市たばこ税		1,000本につき 3,298円 4,618円（平成22年10月1日から） 5,262円（平成25年4月1日から）	同左
	旧3級品	1,000本につき 1,564円 2,190円（平成22年10月1日から） 2,495円（平成25年4月1日から）	同左
入湯税		1人1日 150円	同左
鉱産税		鉱物の価格 200万円以下 0.7/100 200万円超 1/100	同左
特別土地保有税		保有 1.4/100 取得 3/100	同左
事業所税		資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100	同左
都市計画税		0.3/100	同左

区 分		平成28・29年度	平成30年度
市民税	個人	〔均等割〕 3,500円 〔所得割〕 6/100	〔均等割〕 同左 〔所得割〕 8/100
	法人	〔均等割〕 資本金等の額 50億円超 従業者数 50人超 3,000,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 10億円超50億円以下 従業者数 50人超 1,750,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者数 50人超 400,000円 従業者数 50人以下 160,000円 資本金等の額 1000万円超1億円以下 従業者数 50人超 150,000円 従業者数 50人以下 130,000円 資本金等の額 1,000万円以下 従業者数 50人超 120,000円 上記に掲げる法人以外の法人等 50,000円 〔法人税割〕 9.7/100	〔均等割〕 同左 〔法人税割〕 同左
固定資産税		1.4/100	同左
軽自動車税		原動機付自転車 総排気量 0.05ℓ以下 2,000円 0.05ℓ超～0.09ℓ以下 2,000円 0.09ℓ超 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車及び小型特殊自動車 2輪（側車付きを含む。）、雪上車 3,600円 3輪 1,000～4,600円 4輪以上 乗用 営業用 1,800～8,200円 自家用 2,700～12,900円 貨物 営業用 1,000～4,500円 自家用 1,300～6,000円 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円	同左
市たばこ税		1,000本につき 5,262円	1,000本につき 5,262円 5,692円（平成30年10月1日から）
	旧3級品	1,000本につき 2,925円 3,355円（平成29年4月1日から）	1,000本につき 4,000円
入湯税		1人1日 150円	同左
鉱産税		鉱物の価格 200万円以下 0.7/100 200万円超 1/100	同左
特別土地保有税		保有 1.4/100 取得 3/100	同左
事業所税		資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100	同左
都市計画税		0.3/100	同左

区 分		令和元年度	令和 2 ～ 5 年度
市民税	個 人	〔均等割〕 3,500円 〔所得割〕 8/100	〔均等割〕 同左 〔所得割〕 同左
	法 人	〔均等割〕 資本金等の額 50億円超 従業者数 50人超 3,000,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 10億円超50億円以下 従業者数 50人超 1,750,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者数 50人超 400,000円 従業者数 50人以下 160,000円 資本金等の額 1000万円超 1億円以下 従業者数 50人超 150,000円 従業者数 50人以下 130,000円 資本金等の額 1,000万円以下 従業者数 50人超 120,000円 上記に掲げる法人以外の法人等 50,000円 〔法人税割〕 9.7/100 6.0/100（令和元年10月1日以降に開始する事業年度から）	〔均等割〕 同左 〔法人税割〕 6.0/100
固定資産税		1.4/100	同左
軽自動車税	種 別 割	令和元年10月1日から軽自動車税を軽自動車税種別割に名称変更 原動機付自転車 総排気量 0.05ℓ以下 2,000円 0.05ℓ超～0.09ℓ以下 2,000円 0.09ℓ超 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車及び小型特殊自動車 2輪（側車付きを含む。）、雪上車 3,600円 3輪 1,000～4,600円 4輪以上 乗用 営業用 1,800～8,200円 自家用 2,700～12,900円 貨物 営業用 1,000～4,500円 自家用 1,300～6,000円 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円	同左
	環 境 性 能 割	令和元年10月1日以降に取得した軽自動車に適用 3輪以上 乗用 営業用 非課税～2.0/100 自家用 非課税～1.0/100 貨物 営業用 非課税～2.0/100 自家用 非課税～2.0/100	同左
市たばこ税		1,000本につき 5,692円 旧 3 級品：1,000本につき 4,000円 1,000本につき 5,692円（令和元年10月 1 日から） ※旧 3 級品に係る特例税率は、令和元年9月30日に廃止	1,000本につき 5,692円 6,122円（令和 2 年10月 1 日から） 6,552円（令和 3 年10月 1 日から）
入湯税		1 人 1 日 150円	同左
鉱産税		鉱物の価格 200万円以下 0.7/100 200万円超 1/100	同左
特別土地保有税		保有 1.4/100 取得 3/100	同左
事業所税		資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100	同左
都市計画税		0.3/100	同左

区 分		令和 6 年度		令和 7 年度		
市民税	個 人	〔均等割〕 3,000円 〔所得割〕 8/100		〔均等割〕 同左 〔所得割〕 同左		
	法 人	〔均等割〕		〔均等割〕 同左		
		資本金等の額	50億円超			
		従業者数	50人超	3,000,000円		
		従業者数	50人以下	410,000円		
		資本金等の額	10億円超50億円以下			
		従業者数	50人超	1,750,000円		
		従業者数	50人以下	410,000円		
		資本金等の額	1億円超10億円以下			
		従業者数	50人超	400,000円		
		従業者数	50人以下	160,000円		
		資本金等の額	1000万円超 1億円以下			
		従業者数	50人超	150,000円		
		従業者数	50人以下	130,000円		
		資本金等の額	1,000万円以下			
		従業者数	50人超	120,000円		
	上記に掲げる法人以外の法人等	50,000円				
	〔法人税割〕 6.0/100		〔法人税割〕 同左			
固定資産税		1.4/100		同左		
軽自動車税	種 別 割	原動機付自転車		原動機付自転車		
		総排気量	0.05ℓ以下	2,000円	総排気量	同左
			0.05ℓ超～0.09ℓ以下	2,000円		同左
			0.09ℓ超	2,400円		0.125ℓ以下最高出力4.0Kw以下 同左
			ミニカー	3,700円		同左
		軽自動車及び小型特殊自動車				
		2輪（側車付きを含む。）	、雪上車	3,600円		
		3輪		1,000～4,600円		
		4輪以上	乗用 営業用	1,800～8,200円		
			自家用	2,700～12,900円		
			貨物 営業用	1,000～4,500円		
			自家用	1,300～6,000円		
			農耕作業用	2,400円		
			その他	5,900円		
			2輪の小型自動車	6,000円		
		環 境 性 能 割	3輪以上	乗用 営業用	非課税～2.0/100	同左
	自家用		非課税～1.0/100			
	貨物 営業用		非課税～2.0/100			
	自家用		非課税～2.0/100			
市たばこ税		1,000本につき 6,552円		同左		
入湯税		1人1日 150円		同左		
鉱産税		鉱物の価格 200万円以下 0.7/100 200万円超 1/100		同左		
特別土地保有税		保有 1.4/100 取得 3/100		同左		
事業所税		資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100		同左		
都市計画税		0.3/100		同左		

8. 地方譲与税・県税交付金

(1) 地方譲与税の概要

区 分	交付団体	交付基準等	交付時期（使途）
自動車重量 譲 与 税	都道府県 及 市 町 村	国は、都道府県に対し、自動車重量税の収入額の24/1,000に相当する額を、自動車税を課した自家用の乗用車の台数によりあん分して譲与する。 国は、市町村に対し、自動車重量税の収入額の407/1,000に相当する額の1/2を市町村道の延長で、他の1/2を市町村道の面積であん分して譲与する。	6月：前年度2月から4月までの収入分 11月：5月から9月までの収入分 3月：10月から1月までの収入分 （制限なし） （平成20年度までは道路費用に充てる）
地方揮発油 譲 与 税	都道府県 及 市 町 村	国は、都道府県及び指定都市に対し、地方揮発油税の収入額の58/100に相当する額の1/2を一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の1/2を一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積であん分して譲与する。 国は、市町村に対し、地方揮発油税の収入額の42/100に相当する額の1/2を市町村道の延長で、他の1/2を市町村道の面積であん分して譲与する。	6月：前年度3月から5月までの収入分 11月：6月から10月までの収入分 3月：11月から2月までの収入分 （制限なし）
特別とん 譲 与 税	開港所在 市 町 村	国は、開港所在市町村に対し、当該市町村の開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与する。	9月：前年度3月から8月までの収入分 3月：9月から2月までの収入分 （制限なし）
石油ガス 譲 与 税	都道府県 及 指定都市	国は、都道府県及び指定都市に対し、石油ガス税の収入額の1/2に相当する額の1/2を一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の1/2を一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積であん分して譲与する。	6月：前年度3月から5月までの収入分 11月：6月から10月までの収入分 3月：11月から2月までの収入分 （制限なし） （平成20年度までは道路費用に充てる）
森林環境 譲 与 税	都道府県 及 市 町 村	国は、都道府県に対し、森林環境税の収入額の1/10に相当する額の55/100を私有林人工林面積で、20/100を林業就業者数で、25/100を人口であん分して譲与する。 国は、市町村に対し、森林環境税の収入額の9/10に相当する額の55/100を私有林人工林面積で、20/100を林業就業者数で、25/100を人口であん分して譲与する。	9月：前年度3月から8月までの収入分 3月：9月から2月までの収入分 （間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用） ※令和元年度譲与開始

(2) 県税交付金の概要

区 分	交付団体	交付基準等	交付時期（使途）
利 子 割 交 付 金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、道府県民税利子割の収入額から徴収取扱費として1%を差し引いた後の金額の3/5に相当する額を当該市町村に係る個人の道府県民税の徴収額の割合であん分して交付する。（指定都市の道府県民税所得割の額は2を乗じた額とする。）	8月：前年度3月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分 （制限なし）
配 当 割 交 付 金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、道府県民税配当割の収入額から徴収取扱費として1%を差し引いた後の金額の3/5に相当する額を当該市町村に係る個人の道府県民税の徴収額の割合であん分して交付する。（指定都市の道府県民税所得割の額は2を乗じた額とする。）	8月：前年度3月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分 （制限なし）
株式等譲渡 所 得 割 交 付 金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、道府県民税株式等譲渡所得割の収入額から徴収取扱費として1%を差し引いた後の金額の3/5に相当する額を当該市町村に係る個人の道府県民税徴収額の割合であん分して交付する。（指定都市の道府県民税所得割の額は2を乗じた額とする。）	3月：前年度3月から2月までの収入分 （制限なし）
法人事業税 交 付 金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、法人事業税（超過課税分を除く）の収入額に7.7%（令和2年度は3.4%）を乗じて得た額を当該市町村の従業者数の割合であん分（※）して交付する。 （※）経過措置あり 令和2年度：法人税割額 令和3年度：2/3…法人税割額、1/3…従業者数 令和4年度：1/3…法人税割額、2/3…従業者数	8月：前年度3月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分 （制限なし） ※令和2年度交付開始
地方消費税 交 付 金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、地方消費税額の10/22（従来分：消費税1.0%相当）に相当する額から徴収取扱費を差し引いた後、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算した後の額の1/2を各市町村の人口及び従業者数であん分した額と、同12/22（引上げ分：消費税1.2%相当）に相当する額を同基準によって都道府県間で清算した後の額の1/2を各市町村の人口であん分した額の合計額で交付する。 ※平成26年4月1日～（消費税8%段階） 従来分…10/17、引上げ分…7/17 （経過措置） 平成26年度：従来分…10/12、引上げ分…2/12 令和元年10月1日～（消費税10%段階） 従来分…10/22、引上げ分…12/22 （経過措置） 令和元年度：従来分…10/17、引上げ分…7/17 令和2年度：従来分…10/21、引上げ分…11/21	6月：前年度2月から4月までの収入分 9月：5月から7月までの収入分 12月：8月から10月までの収入分 3月：11月から1月までの収入分 （従来分の地方消費税交付金については制限なし・引上げ分の地方消費税交付金については、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てる）
ゴルフ場 利 用 税 交 付 金	ゴルフ場 所 在 市 町 村	道府県は、当該道府県内のゴルフ場所在の市町村に対し、当該道府県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の7/10に相当する額を交付する。	8月：前年度3月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分 （制限なし）

区 分	交付団体	交付基準等	交付時期（使途）
自動車取得税 交付金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、自動車取得税の収入額から徴収取扱費として5%を差し引いた後の金額の7/10に相当する額を当該道府県内の市町村が管理する市町村道の延長及び面積にあん分して交付する。 道府県は、指定都市に対し、自動車取得税の収入額から徴収取扱費として5%を差し引いた後の金額の3/10に相当する額を当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長及び面積のうち、政令指定都市が管理する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道が占める割合であん分して交付する。 ※自動車取得税は令和元年9月末廃止	8月：前年度3月の収入見込額と実際の収入額との差額及び4月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分と3月の収入見込額 （制限なし） （平成20年度までは道路費用に充てる） ※基本的に令和元年度で交付終了以後、追徴があった場合のみ交付
環境性能割 交付金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、自動車税環境性能割の収入額から、徴収取扱費として5%を差し引いた後の金額の4.7/10（令和4年度以降は4.3/10）に相当する額を当該道府県内の市町村が管理する市町村道の延長及び面積であん分して交付する。 道府県は、指定都市に対し、自動車税環境性能割の収入額から徴収取扱費として5%を差し引いた後の金額の3.5/10に相当する額を当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長及び面積のうち、政令指定都市が管理する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道が占める割合であん分して交付する。	8月：前年度3月の収入見込額と実際の収入額との差額及び4月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分と3月の収入見込額 （制限なし） ※令和元年度交付開始
軽油引取税 交付金	指定都市	道府県は、指定都市に対し、軽油引取税の収入額に9/10を乗じて得た額を当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積のうち、政令指定都市が管理する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積が占める割合であん分して交付する。	8月：前年度3月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分 （制限なし） （平成20年度までは道路費用に充てる）
分離課税 所得割 交付金	指定都市	指定都市の区域を包括する道府県は、指定都市に対し、当分の間、当該道府県に払い込まれた当該指定都市に係る退職手当等に係る所得に課する所得割に係る地方団体の徴収金の額の1/2に相当する額を交付する。	3月：前年度3月から2月までの払込分（制限なし）

令和 7 年 度
静 岡 市 税 務 統 計 書

発行 令和7年11月

編集・発行	静岡市財政局税務部税制課
所在地	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
連絡先	〈054〉254-2111（代表）